

平成28年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	平成28年9月13日（火）
会 議 場 所	川里農業研修センター 集会室
開 議 日 時	平成28年9月13日（火） 午前8時58分
閉 会 日 時	平成28年9月13日（火） 午後4時17分
委 員 長	橋本 稔
委員会出席 委 員	
委 員 長	橋本 稔
副 委 員 長	加藤 英樹
委 員	菅野 博子 羽鳥 健 大塚 佳之 金子 雄一
委員会欠席 委 員	なし
委員外議員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	件 名	審査結果
第 7 0 号	鴻巣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 6 号	平成 2 7 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

（市民部）

（環境経済部）

市民部長 吉田 憲司 環境経済部長 長島 祥一

市民部副部長兼資産税課長

佐藤 康夫 環境経済部副部長 馬橋 陽一

市民課長 田口千恵子 環境経済部副部長兼農業委員会
事務局長 新井 昭

市民税課長 原口 信行 環境経済部参事兼観光戦略課長

収税対策室対策室長 早川 宏人 大沢 昌弘

やさしさ支援課長 岡安 則行 産業振興課長 町田 浩一

環境課長 関口 泰清

吹上支所副支所長 新井巳代子

川里支所副支所長 松村 洋充

書 記 岡 崎 夏 子

篠 原 亮

(開会 午前8時58分)

(委員長) それでは、本日の会議を開きます。

観光戦略課長より訂正の申し出ありましたので、許可いたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) おはようございます。昨日、歳入歳出予算の説明の中で、75ページの花のコミュニティづくり事業の中の補助率について、私ちょっと言い間違いをしたようですので、おわびと訂正をお願いをしたいと思います。直接経費の3分の2と申し上げるところを3分の1と申し上げたようでございますので、申しわけございませんでした。訂正のほうお願いいたします。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、昨日説明が終わりましたので、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(菅野) 済みません、ちょっともしかして前後するかもしれませんので、ページ数で、そこら辺はよろしく願います。

まず、65ページのふるさと納税促進事業で報告がありました。昨年に比べて大変額が多いですね。去年は326万ですから、大変率が多いわけですからけれども……

(委員長) どこですか。

(菅野) ふるさと納税。65ページ。

(委員長) 菅野さん、課が違います。

(菅野) 課が違う。

(委員長) きのう説明していません。

(菅野) 間違えた。ごめんなさい。では、どこがどっちだ。では、同和政策はこっち。

(委員長) こっち。

(菅野) では、83ページの同和政策、一番下の補助金のところですね、4団体に減ってきているわけですからけれども、その減っている理由、まずそれをお聞きします。

(やさしさ支援課長) おはようございます。お答え申し上げますが、団

体数が減っているという、補助対象となった団体数が減っているというご質問でよろしいですか。

(菅野) うん。

(やさしさ支援課長) 実際に解散してしまったところもありますし、あるいは活動はしているのですけれども、補助金は要らないという申し出があったところもございます。そういう関係で4団体に減っております。以上です。

(菅野) また資料あるけれども、国で自民党が出して、また逆戻りするような事態になっていきますけれども、実態として当事者たちはまだもらっている方もいるわけですから、差別があると、差別がある限りもらい続けるのだという思想なのか、もうやめていくところもあるのだから、差別はなくなって経済的に、特に経済的には埼玉の場合全然、同和地区だから貧乏だと、そんなことはないわけですから、もともとないわけですから、自立できるのだという、そういう気風というのにはならないのか、どういう気風なのかお聞きします。

(やさしさ支援課長) 差別の問題ですけれども、実態的な差別といって生活環境等、経済的な面での差は確かになくなっております。ただ、今現在、人の心の中にある心理的差別というもの、これがまだ解決しておりません。それをなくさない限りこの差別という問題は解決しないという考えでおります。団体もそうですけれども、行政もまた一体となってこの心理的差別を何とか解消しなくてはならないということで取り組んでいるところでございます。

以上です。

(菅野) 幾ら言ってもしょうがないですけれども、心理的差別なんていうのは実害もないわけで、特別何回も言いますけれども、総務省が何回アンケートとっても何でも国民の中の差別で同和差別なんていうのは5本の指にも入っていないわけです。それをもう特措法が終わって、経済的にはもうちゃんと自立して、いわゆる基盤整備なども全部それこそ同和地区のほうがすばらしいものになるような、そういうのが終わっているわけですから、差別のない、心理的差別は誰もしていないものをみず

からが差別、差別と言っていつまでもしがみつくとするのはおかしいという、インターネットだの何のいろんな理由を持ち出して言うのはおかしいだろうというの今回の国会でもさんざん論議されているわけです。突然持ち出して、歴史に逆行するように多数でまたもとへ戻すようなことが起こったわけですがけれども、心理的差別にお金を出すのなら、もっと国民のアンケートの中でそれこそ年寄りが今、年金が低くて生きていくこともできないではないですか。老人の差別や若者が非正規の労働者で、これも結婚もできないと、行政が何が婚活だと言われたって、そんなもの先にすることがあるだろうと、そういう命にかかわる差別が他にあるのに、いつまでも過去の差別にしがみついて、心理的差別がある限りって、当局はそれしか言わないから、しょうがないですけれども、市役所で聞いてもしょうがないけれども、そこら辺は本当に今の実態に鑑みて変えるべきではないかと思うのです。第一、学校で一々教えるからわかったというのですから。学校の家庭教育学級などはこの同和教育をやるのが一番の要件ですから、教育現場で何にも知らない子どもたちに同和があるのだと教えるわけです。学校でやらなければ知らなかったという、そういうアンケートだってあるわけで、ここは教育委員会がないからあれですけれども、役職だからといっていつまでもしがみついて答えざるを得ないわけですがけれども、これ部長としてどう思いますか。係の方に聞いていたってもうそういう答弁しかできないのだから、しょうがないです。部長としてどう思うか。

（市民部長）それでは、今の差別がないのではないかというような質問にお答えいたします。

実際に、先ほど担当課長が申し上げましたとおり、いまだに結婚ですか、就職に関する身元調査、また居住に当たっての同和地区調査というのは現実に存在しております。本市を含みます14市町で構成しております北足立郡市町同和対策推進協議会のほうの平成27年1月の人権意識調査のアンケートになりますが、住宅や生活環境を選ぶ際に同和地区を避けることがあるかの問いになりますけれども、「避ける」あるいは「どちらかといえば避ける」と答えた人は24.9%の回答となっております。

これは、いまだに同和地区に対する忌避意識が今もなお根深く残っていると思いますので、私どもといたしましては当然、こういった忌避意識がある以上、同和問題は解決されていないということで、この補助金に対しましても続けていきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野）部落差別固定化法案というものが出されました。全国人権運動総連を全国人権連というのですけれども、この9月1日の秋の臨時国会に継続審議となっていた部落差別の固定化法案となる部落差別解消推進法の問題点や部落差別解消の道筋を示したリーフレットが発行されたわけです。リーフでは、カラー刷り三つ折りで、封建時代の身分を理由にして問題だったもので、33年間で16兆円という同和事業の国民的努力で同和地区もなく社会的考慮も進み、実態がなくなっているということが全国人権連のリーフレットでは紹介されているのです。実態をする中で。そして、インターネットにおける書き込みがあると言いますけれども、同和問題に対する書き込みは極めて少ないということが総務省の調査、統計の上でもグラフを使って説明されているということです。立法する事実がないということを総務省も言っていると。そして、この問題としては、部落差別の定義がないのに、恣意的にこれは部落差別だと認定すれば際限なく乱用できるものになること、それから実態調査をすると言っていますけれども、これは再度部落の線引きをして身分暴きをするのかということです。もう差がなくなったと言っているものを部落だというの固定しなくてはいけないわけです。心ない人の部落差別行為にあっても、法律で抑えつけるのではなくて、話し合いできっちり決めることが大事ということを目指しているわけです。部落差別をなくすために同和行政は、同和教育は一切やめる、そして解同などによる暴力的な確認糾弾をやめさせ、同和タブーをつくらせないという、人権がとうとばれる住みやすい社会をつくるのが真の部落差別をなくすのだと言っているわけですし、現在はこの方向で来ているものをさらに固定化する法案をつくらうとって部落の人の身分暴きをするというのがもう現代の中では逆、それこそ差別をなくすどころか差別の助長につながると思うので

す。特別部落の人だからって社会的なことしているなんて、そういう人が部落の人と言われる筋合いもないし、本当にそう思うわけですけども、ではいつになったら、どのような状態になったら部落差別がなくなると思えますか。部長ですよ、部長。

（市民部長）今のご質問の中でいつになったらなくなるのかというご質問になっておりますけれども、これは当然私どもも関連市町、先ほどの14市町の中でそういった話し合い等を持っておりますけれども、いまだにそういったことがあるというのは事実ですので、これは年々そういったアンケートですとか、また動向のほうを注視しながら、その差別がなくなるといえるのは見きわめていきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野）結婚に部落差別を考えるかなんて、そんな変なアンケートする自体が間違いです。それこそ差別を行政そのものが助長しているのではないですか。部落差別に関しては、とにかくもう法がちゃんと施行されて、それで差別はなくなったと、県でもちゃんとそういう方向で政策が進められてきたわけですので、鴻巣の市がいつまでも差別にしがみつくのは正しくないし、部落に関する政策もいろいろやっておりますよね、いまだ。そういうふうなのは廃止すべきです。まず、学校教育の場から部落のこと言わなければ家庭教育学級に入れないという、第一の要件ですから、そんなのは外すこととか、同和地区のあったところだけ特別に夏、子どもの学習会を開くとか、部落問題が引いているというふうには言っていないけれども、暗にそういうところだけをやっているわけですし、集会所につきましても特別枠で市がお金を出して職員まで派遣してやっているわけですから、そういう特別施策は一切やめるべきだと思いますけれども、鴻巣はそういう特別施策をやらなければいけないほど部落の人たちの生活が困窮しているとか、ある意味社会的にもっとすぐれてしかるべきと思っているのか、最後にお聞きします。

（市民部長）困窮を含めて、今の状況を含めての回答ということになると思うのですが、実際に部落差別云々に関しましては、先ほどインターネットの書き込み等というお話もありましたけれども、現在鳥取

ループ示現舎というところが今までありました全国部落調査というのを、これをまた復刻版を出したりですとか、また実際にインターネットにそういった個人名を入れたりしまして、そういった新たな人権侵害ということをしているグループもあります。また、先ほど菅野委員さんからお話もありましたように、部落解放の解消の推進に関する法律案につきましては国会で継続審議になっているということは、そういった人権侵害を含めまして部落差別があるということで当然継続審議になっているというふうに考えておりますので、現在につきましては当然こちらのほうの継続審議の内容も含めまして注視していきたいと考えております。

以上でございます。

（菅野）それは終わり。

では、177ページの環境衛生委員の活動の中でお聞きをしたいのですが、連合会の補助金に30万出ていますけれども、これはどういうことに使われているのかお聞きします。

（環境課長）連合会の補助金でございますが、環境衛生連合会で行う事業に啓発事業ですとか、きのうも申し上げましたごみの分別研修会ですとか、そういったものがございます。また、各連絡会単位で視察などを行う際の補助金としても使っております。主なものは以上です。

（菅野）この視察の補助金についてお聞きしたいのですけれども、大型バスで行くとバス代5万円出すのです。大型ではない。20人以上か何か、要するにバスを出すと視察費として5万円出しますよと。あと、講師を呼んで学習をすると講師代5,000円出しますよということ、あるとき変わったのです。私がたまたま自治会長していて、この連合会に出ているとき変わったのですけれども、そうするとバス1台とか20人とか50人集めて視察できるところなんていうのは大きい自治会しかないし、会長によってもよく意味がわからないということで、ほかのことで忙しくて環境衛生連合会のことは頭にないということで余り使われていないと思うのです、このバス視察というのは。以前は環境衛生連合会で5台大型バスを出して、例えば生出塚なら3名出ていいよ、どこなら1名ですよ、ど

こは5名ですよと割り当てで近郊行ったのです。でも、この視察になってから多分減っていると思うのです。視察をやるところは大体もう大きい連合会2つ3つに決まっていると思うのです。それと、この連合会に会長さんの出てこないところは、やる力があっても情報が行かないからやらない。それで、講師を呼んだ学習なんて、そんなのほとんどやっているところがないから、講師代の5,000円なんて最初から一個も出ているところなかったと思うのです。これってお金がいっぱい余っているのではないのでしょうか。補助金。何とか余っているものなら減らしてしかるべきですし、使わないのなら、出したものなら有効に、ごみ減量のために努力しているわけですから、地域で営々と、もっとやれる方法でこの補助金が使われるというふうに変えるときがそろそろ、四、五年たつのですから、来るのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

(環境課長) 視察の際のバスの借上料等につきましては、済みません、今すぐ金額がお出しできないのですが、もっとご利用いただけるように内規を改正いたしまして、補助金の額を増額いたしました。また、補助金の使い道ということなのですけれども、翌年度への繰越金につきましては27年度の繰り越しが26万円ほどということで、適正に運営されているというふうに考えております。

以上です。

(菅野) 改正して、ではどれぐらいの自治会がどういう形でこの補助金というの使っているのでしょうかね。

(環境課長) 28年度に改正させていただきましたので、これから視察の申し出等が出てくると思います。

(菅野) どういうふうに改定したのかと聞いているのです。視察なら視察で。

(環境課長) 済みません、ちょっと暫時休憩お願いしたいのですけれども。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時17分)



(開議 午前9時18分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(環境課長) 補助額の改正の内容ですが、環境衛生連合会の研修費補助金の交付要綱というのがございます。それを改正させていただきまして、バス借りに要する費用を1台当たり、改正前が5万円だったので、それを実情に合わせまして6万円とさせていただきました。以上です。

(菅野) それだけでここへ26万しか残さないで全部使ってしまったことは、ではどこかの自治会がバス連ねてどんどん行っているのですか。幾つの自治会が、では視察に行っているのでしょうか。視察に行くばかりが環境あれかね。確かに楽しいけれども。視察に行けば。バスの中で視察なんかしないでずっとしゃべっていて、生出塚なんか行った先が雨だったから、外へ出ないでしゃべって、あれでは生出塚の周り回っていたほうがよかったねと。県外に出たから、高い金取られたですよ、バス代。でも、やっぱりバス視察が主なのですか。そんなのでいっぱい行っているかな、自治会が。いや、行っていない。環境衛生……

(委員長) 質問を。

(菅野) だから、聞いているのですよ。何自治会が行っているかと。さっきから。

(環境課長) 幾つの自治会が行っているかはちょっとここではわからないのですけれども、支出額としまして研修費で62万4,000円を支出しております。その内訳は、先ほど申しました分別研修会の会場使用料が5万4,000円、地区連絡会の研修が57万円、これが支出されております。以上です。

(菅野) 地区連絡会の57万というのがバス旅行に行った分ですか。では、10ぐらい行っているということ。6万だとしたら。多分そうすると行けるところはもう固定してしまうと思うのです。馬室なんていうのはもう馬室だけでいっぱい、松原と小松と別にできたのです。いっぱいやり手がいるので、分かれたのです、小松と松原と。最初一緒だったのですけれども。だから、熱心なところは行くのですけれども、環境衛生連合

会の役員にずっと出ているとか。それで、私も委員のときに大変お金が余っているわけです。何とかならないかと言ったのですけれども、だから力のあるところが、役員さんが同じところが出ている人のところが常時行くという、生出塚なんか私から会長がかわった途端全然やらなくなってしまったですから、随分お金の使うところは使って、使わないところは行かないとなっているのではないかなど。そんなのなら前のように市がやって、この自治会1名ですよ、2名ですよとやってくれたほうが本当は広く行き渡るなど思ったものです。力のある人の自治会だけしか行かないという状況が続いているようなら、何で変えたのでしょうかね。市がもう行くところなくなったからでしょうか。それとも、市が段取りとるのは面倒くさいから、変えたのでしょうか。

（環境課長）視察の先でございますが、新しい処理施設もできておりますし、まだごらんになっていない施設というのもたくさん近くにあると思いますので、そういったところにぜひ行ってご自分の目で見ていただいて研修していただきたいというふうに考えているのですけれども、なるべく多くの方にご利用していただきたいので、役員さんの集まる役員会ですとか、そういった皆さんが集まる場でPRはさせていただいております。また、希望者がもし多くなればこの予算の範囲内で役員さんと、環境課事務局やっておりますので、相談させていただいて、予算をもっと変えるとか、そういったふうに対応していきたいと考えております。以上です。

（菅野）地域では皆さん本当に頑張っているわけで、上に立つ人の考えで行くところ行かないところがあるというのではちょっとかわいそうなので、ぜひフラットに自治体でも環境衛生連合会自体の主権として以前のようにやってどうですかと、それは行けないところですよ、行けないところにそういうふうにやっていただければと思います。

さて、177ページの私の大好きなスズメバチですけれども、スズメバチって、これって殺さなくてはいけないのですか。刺された人というのは見ましたけれども、蜂に刺されると大変なのよと。そばに寄らなければいいと思うのだけれども、でもこれって大変な金使っていますね。11万で

はないよね。111万6,100円と。145件と。そうすると、1件8,000円ぐらいかかるのですか。これはどういう状況なのでしょうね。111万もスズメバチに使うのですか。

(環境課長) スズメバチということで、先日もどこかのマラソン大会で100人以上の方が刺された。キイロスズメバチでしたよね。市内でも自分の家の軒下によくスズメバチが巣をつくってしまって、取りたいとか、また隣の家のあそこにスズメバチの巣があって、自分が危険なので、何とかしてくださいという、そういう例もございます。やはり一般的にはスズメバチは人に何かあれば危害を与える危険な虫ということで認知されておりますので、やはり自分の家に蜂が巣をつくって、その蜂が他人に危害を与えてしまったときにやはりその本人としては困ってしまうので、そういうふうなことがあってやはり駆除をしたいという方が多くいらっしゃると思うのですけれども、補助金につきましては145件ということですが、費用の2分の1を補助させていただきまして、上限を1万5,000円というふうにさせていただいております。

以上です。

(菅野) そうすると、自分で業者を頼んで駆除してもらってくださいということですか。市が駆除に行くことはない。市に頼まれれば市が業者を紹介すると、そういうことなのですか。

(環境課長) お電話でご相談があった場合は、最近ホームセンターなどでかなり長い距離届く殺虫剤、蜂用の殺虫剤もありますので、ご自分でできる場合もございますというご紹介はさせていただきます。ただ、危険が伴いますので、もし不安でしたら業者を頼んでくださいというふうにご案内しております。

以上です。

(菅野) シューッとやると大抵どこか行ってしまうか、死ぬかするではないですか。一旦取ってもまた来てつくるのです。私も張り切って取ったら、燃やして取って、ああ、終わったと思ったら、逃げていった蜂がまたつくっていたのですけれども、シューッとやったらすぐいなくなりましたけれども、そうするとシューは自分の金で買ってやってくれるので

すか、電話で言った場合。人によっては。

（環境課長）あくまでもその蜂の巣がどこについているかによって、個人のお宅に起因するものについて言えばその個人が負担をしてやっていただくということでございます。

（菅野）私、何でも市役所に言うのどうかと思う。スズメバチの生態というのはどうなのですか。だって、ほっておけばそのうちいなくなりますよね。ずっといるわけではないのですよね。そのうちなくなりますよ。生態をちゃんと研究して、こうですと言って、だって何も駆除しなくたって、ずっと人に目がけて刺してくるわけでもないと思うので、いじらなくて、そういうこと言っても私解決できる道筋がないかな。殺していいものでもないし。

（環境課長）確かに何もしなければ当然攻撃はしてこないのですけれども、こちらが意図しなくても不意にさわってしまうとか、意図しないところで蜂は攻撃を受けたと判断して、この間のマラソンのように人に危害を与えてしまうということがございますので、人間社会の中にできてきた蜂の巣というのはやっぱりそういった対応が必要になると思います。

以上です。

（菅野）なるべく生き物を、害もしない先から、いるだけで殺すというのは正しくないのです、こういう習性ですけれどももと言っていて、何かそういう形ですぐ殺すというのはいかがかと思うので、自然にあるあれで、必要でいる部分もあると思いますので、そういうことを啓蒙もしていただきたいと思いますが、啓蒙というのはできますか。逆に市民にどなられて怒られるですか。

（環境課長）先ほども申しましたように、やはりスズメバチについては危険な生物ということで認知されている部分が多いと思いますので、見つけても殺さないでくださいというのはなかなか難しいとは思いますが、ただ生物多様性とかということも重要ですので、私たちとしましては蜂の生態など、そういったものを調査研究をしまして、蜂についてもっと詳しく勉強していきたいと思っております。

(菅野)187ページのこのごろ清掃用備品でゴミボックスというのがあったらこっちに敷設されるようになりました。ゴミボックスってこういうちゃい、折り畳まないでこういうの。生出塚がこの間2個とかお願いしたのではないですか。ゴミボックス。何ていうのだ。ゴミボックス。小さいので。あの状況はどうですか。これはその部分ですよ。187ページの288万というのは。清掃用備品ってそれですよ。187ページの可燃不燃ゴミ収集運搬事業の18の清掃用備品288万400円ってゴミボックスと言いましたよね。

(委員長) 菅野委員、それの。

(菅野) それの状況。

(環境課長) こちらの清掃用備品288万400円につきましては、一番大きい、大中小と3種類あるのですけれども、一番大きいものが5基、それから中型のものが1基、一番小さいものが1基でございます。

(菅野) 設置するのに希望すれば、では幾らでもしてもらえるのですか。

(環境課長) もちろん設置する場所のスペース等の問題もございますが、基本的にはご希望される方にはこちらでご用意しております。

(菅野) ちなみに、この大中小というのは幾らぐらいかかるのですか。この288万を割ると幾らぐらいになるのでしょうか。

(環境課長) 大が9万1,500円、中が8万7,500円、小が8万3,500円となっております。また、この288万400円の中身は、その金属製のボックスのほかに、最近多いのですけれども、ネットボックスというふうに言っているのですけれども、折り畳みができるタイプのものがございまして、そちらのほうもこの清掃用備品で購入しております。

(菅野) さっきの8万幾らというのは金属製のものですよね。固定、ちゃんとした。ネットボックスというのは、今生出塚がこれ2個頼んだようなこれぐらいの、あれは折り畳めるのですか。常時折り畳んでなんかいませんよ。常時このまま道路に置いてありますよ。折り畳んでなんかいませんけれども。最初は折り畳んであるのかもしれないけれども。

(環境課長) ネットボックスにつきましては、ご使用される方のそれぞれの使い方がございまして、置く場所がない方については毎回折り畳ん

でどなたかにお預かりいただいて、そのときだけ出してくるというパターンもございます。また、こういう金属製ので大きいので、ネットボックスのこの大きさがちょうどいいので、これが欲しいという場所については、それはもう畳まずに常に置きっ放しというパターンと、そのような使い方があるようでございます。

（菅野）ちなみに、その折り畳めるって、これぐらいのネットボックスって、あれ1個幾らですか。4万ぐらい。4万もしないか。

（環境課長）こちらも大きさがいろいろありまして、一番大きいものが3万1,500円でございます。一番小さいものが2万300円でございます。

（菅野）そうすると、これは例えば生出塚でいうと集会所のところに突然2個がついたのです。集会所のところに突然ある日2個置かれたのです。みんなこれは何と、こんなのはあちこち欲しいよねと。みんな道路に置いているわけですから。道路とか何かに置いているわけですから。でも、40個ぐらいと、数は40個ぐらいしか用意ないと言われたのですけれども、申請に来たら、その後2カ所ぐらいもう既にふえたのです。確かに利用者に判こもらったり、道路課と環境課行ったり来たりして、かなり大変な手続してお願いするわけですが、あれが普及することは、確かにカラスがつつくからというのが一番の理由なのですけれども、あれがどんどん普及すると市道のいろんなところへ置くとか、大変難しいですよ。しかるべき市有地みたいなどころ置いてならいいけれども、そうすると今度回収する人が変なところ置かれてしまうと回収できませんから。収集する場所に。今後あれが普及していくと何か問題が起きるのではないかなという気がして私も安易には宣伝しないように思っているのです。カラスだって子ども育てているときはよく食べに来る、餌盗むけれども、今はそれほどでもないのです。子育てが終われば。それほどでもない。来ないということはないけれども。だから、これは申請があれば、はいというふうにしてやるという状況なのですか。

（環境課長）申請をいただきまして、その際にお話を伺いますので、どうしても必要なかどうかというのはそのお話の中で見きわめさせていただきます。申請が来れば何でもかんでもお出しするということではござ

いません。

以上です。

（菅野） こういうのがあるよということが第一宣伝がよくされていないから、今の数で済んでいるのだと思うのです。これ市報か何かで宣伝したら、私かなりの数お願いしたいと来るような気がするのです。私たちの集会所の前にああいうのつくまで私も自分の委員会なのに知らないで、これ何なんて言われて市役所行って聞いてこようと聞きに来たわけで、宣伝するほどではないと。施策として。こういうのがありますよと言うと、うんと来る気がするのです。

（環境課長） 特に需要が多いのは、古いのが壊れてしまって、新しく置きたいのだけれども、スペースがないとか、新しい集積所を置くのだけれども、民地が借りられなくて困っているとかということで折り畳みのものというふうになりますので、既存で使われているところの皆さんがこの折り畳みのタイプがいいという話はそれほど来ていないというふうに考えております。

以上です。

（菅野） そう言いますけれども、生出塚やひばり野で見ると、既存のところはたまたま熱心な人がいて、変わっているというのが状況だと思いますので、今のあれで積極的に宣伝はしないのでしょうか。宣伝すると大変ですから。我も我もになる面がある気がします。無料なわけですから。自治会が何がしか出せといえ、それはちょっと待てになるけれども、それはちょっとどうしてもというところ、状況を見定めるということが必要ではないかなという気がしますよね。要するに早く情報得て、よく動ける人がいたところはかなり高いものを持っていってしまうというのは。ちゃんと置き場があるのに、5、6戸で宅地開発されて、置き場がちゃんと四角くなっているのではないですか。小さいですよ、場所も。そこにすぽんと入るのです、1個だと。そういうところにも置いてあるのです。生出塚ではありませんよ。ええっ、こんなところに置くかなと思うのですけれども、だから情報にさとい人がどんどん利用するというのもいかなものかなと、本当に困っているところに設置すべきではな

いかなと思いますので、考えていただければと思います。

それから、189ページ、ここでこれに関して聞いていいのかな、鴻巣行田北本環境資源組合負担金、これは吹上の分の負担金ですね。このところで新しいごみの処理施設について聞いていいですか。新しいごみ施設の予算、基金がありますね。ごみ処理施設。187ページの5億積み立てていますので、これに関連して新ごみ処理施設に関してお聞きをしたいと思います。

まず、ごみ処理施設をするについて、まずは大事なことは減量を真剣に検討して、とにかく住民の皆さんに正面から減量を訴えて、ごみの総排出量を減らす、一番は燃やすごみをまず、一番多いわけですから、大幅に減らして、そして住民の協力を得ながら身の丈に合った最低限の施設整備をすべきであるということをも、それがごみの基本計画の中にもそれらしいことはちょこっと書いてありますけれども、声を大にして言っているとは思えないのです。横浜が、前も言いましたけれども、やりました。それで、2つの炉を廃炉にして、さらにほかの炉も減量して、大変ごみ行政が全国から視察が相次いで、視察費を金取るなど言われたわけですが、やはり分別することと3Rをして基本理念はごみを減らすと、そういうところでごみの方向性を出していくのだと思うのですけれども、これ幾ら見ても、きのうも249億かかると、途上のお金だけはこれにも書いてありますけれども、13ページに書いてありますけれども、具体的にではどれぐらい総経費かかって、どういうものができるのだと、どういう理念だと、一般的なことしか書いていないのです。ごみの減量と3R、いわゆる3Rです。ごみを出さない、再利用する、リサイクル、これをしてごみの施設をまず規模を決めていくというのが筋だと思うのですけれども、どういうことがまずされているのかと、審議の中で、それからこれからされるのかということをお聞きしたいと思いません。

（環境課長）組合が26年、27年度の2年度をかけて策定しました廃棄物の基本計画の中に重点施策というものがございます。その重点施策の1番目は、分別ルールの見直しというテーマになっております。鴻巣と北

本はほぼごみの出し方が同じですが、行田市はちょっと違いますので、そのようなものを見直しをして資源化を進め、ごみ減量化を進めるにはどういった施設が必要かというような観点で検討がなされています。それにあわせて3Rの推進ということで今お話がございましたが、ごみの減量ですとか、3Rの推進というのは、これはどちらかといいますと組合の事務というよりは構成市それぞれの事務になります。ですので、組合は施設をつくって運営をして、ごみの減量の施策、また3Rの推進の施策、これは構成市がそれぞれ独自の施策をつくってやっていく事項になっております。

それから、もう一つ、身の丈に合った施設をというお話でございますが、組合ではいろいろなほかの先進の施設を視察をしたりしております。中でも見学コースなどを通りますとどこかのホテルと間違えるような豪華な、そういう見学コースがつくられているところもございます。そういうふうなところもございますし、また本当に倉庫の中を歩いているような、そういう質素なところもございますので、いろいろな施設を見ておりました、経済性というのも基本方針の中にごございますので、華美なものにはならない、本当に必要最小限のもの、そういう施設が検討されていると伺っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

(菅野) 私たちがもし自分のお金で何かをつくるとしたら、まず考えるのは、古くなるから……新しいのにしようにはなりません。これ税金です。市長の金でするわけではないから。まずは現状のごみの量を徹底して減らす努力をして、本当に大規模改修で間に合うのか、規模の改修で間に合うのかとか、それから延命のための事業でこの事業が10年もつのかとか、そういうことから考えて最終的にその施設を更新するということになると思うのです。例えば今の中部環境がもう10年以上長く続くのなら、何も焦って、中部環境が入れないと言っているわけではないのだから、どう考えても大量なお金をかけてつくるのはどこか手順を抜いている気がするのです。中部環境は80トンの炉を3つつくっていますよね。3炉燃やしたことなんかないのです。もともとないのです。

一回もない。一秒もない。いつも2炉を燃やしていて、2炉といたって全部満杯ではないですよ。年4万トン減っているわけですから。ごみは減ってきているのです。だから、中部環境は私も言いました。中部環境の議員ではないからあれですけども、議員のときはいつも良好な運転をしていますと。それで、1炉はいつもスペアであるわけですから、何かあったときもよそに頼まないで自分のところで回してやれていますと。ダイオキシンの鳥インフルエンザのときなんか大変な中乗り越えましたと、それがあそこの所長様のご自慢でございましたよね。確かにそうだったと思うのですけれども、今30年に1度の建てかえが業者にとっては本当にこれがもう逃せないチャンスなわけです。30年前も談合だ何だと大変問題になりましたけれども、そこら辺から含めた論議というのが、もうつくること先にありきになってしまっているところでいかなのかと思うのですけれども、どうなのでしょうね、中部環境との話し合い抜きにこっちにやると。中部環境が出ていけと言ったわけでもないですよ。鴻巣の分はもうやれないから、出ていってくださいよと言ったわけでもないですよ。北本も行っていますよね。北本と鴻巣が行っているわけですから、かなりの部分がなくなるわけですけども、そこともうすぐ新施設だという兼ね合いはどのような話し合いのもとでなったのでしょうか。これを聞いておきたいよね。

(環境課長) 先ほどお話には出てきませんでしたけれども、鴻巣市では吹上地域のごみは行田市にあります小針クリーンセンターで焼却の処理をしております。小針クリーンセンター、中部環境センターとも両方とも昭和49年の建設……失礼しました。昭和59年の……失礼しました。昭和59年に建設をした施設でございます。ですので、もう30年たっております、全国的に見ましても、ごみ処理施設の耐用年数は何年というのは示されてはいないのですが、それだけ長く使っている施設は余り例がありません。失礼しました。耐用年数は、おおむね15年ということでおわられているようでございます。もう倍以上使っていますので、かなり老朽化が進んでいる施設を2つ抱えているということでございます。このようなことから、もう修繕して使っていくのは難しいということで、新

しい施設が必要になったと、そういうところでございます。

(菅野) いや、中部環境の人ここいないからあれですけども、私、中部環境の議員だったとき、つい何年か前ですけども、老朽化してもう使えないというふうにはなっていない。中部環境の議員いますよね。なっていますか。3炉あって、1炉はスペアであるのです。2炉全部使っているのではないのです。埼玉県の場合、仮にそういう事態があって老朽化していて燃やせないとなった場合、いろんなところに炉があるわけですから、上尾にもあるし、行田にもあるわけですから、近隣で助け合おうねと、修理する間、そういう協定をちゃんと結んでいるのです。それで、中部環境は議会ごとにもいつもちゃんと順調に運営していますと必ず言っていると思うのです。もう建てかえをしなければ、鴻巣と北本は出ていってもらって、量減らすのはもう焦眉の課題ですなんて言っていないと思うのですけれども、そこら辺はどうですか。ただ施設つくるのが先行したのではないの。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時49分)



(開議 午前9時51分)

(委員長) では、再開いたします。

(菅野) では、とにかくつくるのについて、これから何トンクラスの炉を幾つと基本的に決まるのでしょから、徹底的にまずごみの減量と、それからリサイクルをすることでごみの減量、減らしてそういうもとの本格的な計画を決めていくということをまず要望したいことと、それから政府は何式かまだ決まっていないと言うけれども、政府の失敗でごみの焼却灰を熔融固形化する熔融固形化装置をやりましたけれども、これが失敗であったわけですよ。ダイオキシン対策としての必要性がまず低下したのと、3Rの推進によって要するに最終処分場の残余年数も増加して、焼却灰が減ったということですよ。それで、国は熔融炉が運転を停止し、また廃炉にしても自治体に対して交付金を返せと言わないと、こういうところまでなったわけですので、とにかくごみはもともとから

減らすという考えで、ごみに対して過大なお金をかけないという立場で、政府と同じように高度で焼却灰を燃やすのだからというのに全国で飛びついたわけですけれども、ちゃんとした学習活動と、いわゆる安い値段できっちりしたものができるようにという考えでつくられていくのか、そこをお聞きします。

（環境課長）まさに菅野委員のおっしゃるとおりでございます。ごみ処理施設は最初につくったときの大きさが想定されるごみの最大量で大きさを決めるわけでございますけれども、今現在計画している進め方といいますのは、まず人口が減少していくであろうという予測をしております。人口が減少すれば自然にごみも減っていきます。それだけではなくて、構成市がそれぞれ削減目標を掲げて、ごみ減量の削減を進めた場合、どのくらい削減できるかという削減の取り組みの分でまたごみを減らすと。その人口の減少と削減の取り組みの両方でごみを減らして、施設稼働開始の平成35年度のごみ量で施設の大きさを決定することとしております。一旦つくってしまいますと、その大きさでもう小さくできませんので、ランニングコストもそれなりにかかってしまいますので、そのような考え方で進められております。

以上です。

（菅野）これの4ページ見ますと、平成21年度9万トン、平成42年度は7万7,000トン、21年たったら7万7,000トンで10%減少すると言っているのです。この10%減少するというのは、人口が12.3%減るので、25年は3市で27万4,000人が42年は24万521人ですから、人口が12.3%減って、ごみは10%減るというのは、これ減量になっていませんね。自然減でしかありませんね。この数値はそれを、それで私はぐじゅぐじゅ言っているわけですけれども、これ見えていますか。4ページに書いてありますよね。これは自然減より少ないですよ。人口は12.3%減るのに、ごみは10%しか減らないのですから。

（委員長）質問ですか。

（菅野）うん。だから、これがごみを本当のもとから減らすという計画にはなっていないということを行っているのです、私が。人口が12.3%

減るのに、ごみは約10%減少と書いてあるではないですか。(1)の表見て(2)には。だから、どう考えてもやっぱり大きい施設をつくってプラスチックも含めてがんがん燃やそうと思っているのではないかなと思うのです。やはりまだできていないのですから、これからこの計画を見直すなら見直すとかもしていただけたらと思うわけです。これぐらいだ、数値出ているの。数値で出ているのは、これぐらいなのだよね。あとは出ていないのだ。

(環境課長) まずは概要版の4ページのところなのですがけれども、これは、ここに書いてあるグラフは、現状のまま推移した場合のごみ総排出量ということで書いてありまして、平成25年度におきます1人1日当たりの家庭ごみの総排出量が一定で推移すると仮定しまして、これに将来人口と年間日数を乗じて試算値を出しまして、それに今度は事業系のごみもございまして、事業系のごみは人口の減少、増減には余り左右されないだろうという仮定で、一定量で推移するという仮定で推計したのがこの4ページの表でございまして、あわせて、6ページのほうもごらんいただきたいのですが、この6ページの一番下にもグラフが出ていますが、これが先ほど私が申しました人口減少の分とごみの削減目標を達成した場合の削減の施策を講じて、構成市がごみを減らした場合の量という両方が加味されたものがこちらのごみ量の推計のグラフになっております。ですので、こちらのグラフでごみ量を推計することをご理解いただきたいと思います。

(菅野) では、最後に1点だけ聞きますけれども、横浜がごみを減量させた大きな要因の一つに事業系のごみを分別させたのです。家庭と同じように。私たちのところは、事業系のごみは全部ごったで持ってきているのです。分けていません。横浜は全部事業系も分けさせたのです。それで全体に減量になったのです。これというのは、こういう方向で出された16%減なのですか。ここの。

(環境課長) 事業系のごみは、合わせ産廃といいまして、家庭から出る一般廃棄物と同様のものを一緒に燃やすようなことができる場合について受け入れを一部しているのですがけれども、産業廃棄物については受け

入れしておりませんので。また、そういったことで事業系の可燃ごみも中部環境ですとか小針クリーンセンターに入ってくるのですけれども、それについては抜き打ちで検査を行いまして、きちんとした分別ができているかどうかというのを検査をして、悪い場合はそれを注意ということで、事業系のごみについても分別をきちんとやっていただくような取り組みをやっております。

以上です。

（菅野）なぜ言うかというのと、パートで例えばレストランみたいなところに行っている人が言うのです。自分たちには物すごくうるさく言われて、変なもの入っていると全部これ張られて置いていかれるのに、自分が勤めているレストランでは何もかも、ビニールも何もかも一緒くただと。それで出してパッカー車が持っていくのだよと言うわけ。あれは、中部環境に行っているのに違いないと。それは分けさせるべきではないかと、おかしいではないかというの、結構そういう声って、身近なことですから、ごみは、聞こえるのです。横浜の場合は抜き打ちではなくて、それこそ一定成果が出るまでがっちりやったのです。市が講習して鈴木何だかさん、本持ってくればよかった。1日1センチのごみ減量と本出したです。市が講習で呼んだのです。横浜のそれをやった人を呼んだのですけれども、いや、抜き打ちではだめだと思うのですけれども、それは中部環境の姿勢なのか、鴻巣市や構成市が言えば直るのか、そこはどうなのでしょう。

（環境課長）先ほどお話ありましたレストランですとか、コンビニですとか、そういった事業活動に伴って排出されるごみにつきましては、その排出事業者が収集業者と契約をして、その収集業者が処理場へ持っていくわけですけれども、それが鴻巣から外へ出る場合は鴻巣市とその相手先の間で事前協議というものをして、ここから出るごみはこっちへ持っていきますよというような取り決めがあります。全体的に見れば事業系のごみについても家庭と同じように分別を進めて、資源化できるものは資源化するというようなことが非常に大事だと思っておりますので、今後は家庭の皆様、市民の皆様をお願いするだけではなくて、あわせて

事業活動を行っている皆さんにも分別の重要性というふうなものをご理解いただく必要があると思います。

（菅野）農業問題で、まず1点お聞きをします。きのうも言いましたように、稲作も含めて農業を担う人たちが大変70過ぎて高齢者なのです。そういう中でやはり採算の合う農業というのを何とか行政も税金も使って研究して、いろんな研究機関として、年をとってもできるような、そういう農政にならないかなと思うわけです。今あちらの農業関係の方にさっきも新聞見せたところなのですけれども、アスパラガスを毎年根っこを取ってしまって、単年度で収穫すると。あれはいつも根っこを残して、次の年新しく出たのやるわけですけれども、朝日新聞この間出ていて、新発想で売れる野菜というので、農家を支えるというので明治大学大学院博士前期課程2年の23歳という千葉県君津市の農業の方、アスパラガス畑で、これは露地栽培だそうです。今まではビニールハウスで一部の株に新芽を残しながら何年も収穫を続けるのだったのですけれども、露地栽培で毎年新しく株を植えるとり切り栽培にして、大変光合成で栄養を土の下の株に蓄えるので、結果的には10アール当たり900グラムだったのです。米のときはもっと安くて、10万円の売り上げにもならなかった土地でアスパラガスは100グラム当たり200円前後で売ることができて、単純計算すれば20倍近くになるという、いわゆるもうかる農業に貢献したいということなのです。こういう今先端技術がもう目覚ましいものがあると思うのです。これを鴻巣の農業分野で1個でもいいからできないでしょうか。とにかく耕作放棄地、きのう聞いたら面積出ませんでしたけれども、耕作放棄地がふえて、農業やっている方は本当に梨、柿農家以外を除けば本当に高齢者だけで、機械が壊れれば終わりだと言いながら営々として大地を耕してくれているわけで、いわゆるもうかる農業という政策展開がどうできるかお聞きしたいと思います。

（産業振興課長）鴻巣市におきましては、農家といっても水田が非常に多い地域でございます。そんな中で今委員さんがおっしゃいましたものというのは施設園芸というか、そういう形で畑のものかなと思われまして。それぞれ転作とかいろいろな形で農家の方もいろんなものを取り組んで

いるとは思いますが、米が中心の中でなかなか、ネギとかそういうものを中心にやられている方はいるのですけれども、それ以外で目立ったのは現在はありません。

以上です。

（菅野）そんなこと言ったって、大豆つくりなさいとか国が言ったり、田んぼで大豆なんかできるわけないではないですか。大豆つくれ、むちやなこと言われているではないですか。むちやなことはそのまま下にストレートに言って、だからこそ何かできないかと言っているのです。大豆より本当はアスパラガスのほうが何か先進技術を使えばこういう技術なら有効ではないかなという面もあるのですけれども、今では展望も希望もないではないですか。どうですか。大豆つくれと言われているのですよ。言われたことあったではないですか。どうなのでしょう。田んぼだからって、年寄りだからってどうでしょうね。

（産業振興課長）農業経営につきましては、それぞれ独自の事業主というような形になります。市のほうでこれを奨励とか、なかなかそれは推進はできないものと私は考えております。そういう中で農業者のほうからこういうのをやってみたいのだけれどもという提案があれば、そういう産地等を調べてご協力はできると思いますが、行政のほうからこれをやってくださいとかというのはちょっとできないものと考えております。

以上です。

（菅野）行政こそが税金を使って発想の転換でできるということがあるのではないかと思うのです。ここだって大学院の23歳のお姉様ですよ。お姉ちゃんがやっているのです。こういうところと鴻巣もどこか連携をしながら、あっと驚くような農業振興策ができないものかと。研究する気はあるですか、ないですか。せめて。

（産業振興課長）施設園芸等については、多種多様あると思いますので、確かに委員さんおっしゃるように水田でいろんなものをやれというのはなかなか難しいものとは思いますが、陸田というか、畑でそういうものの新しい情報を収集して研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

（菅野）観光協会でお聞きをします。

ここは観光協会ではないので、わからないかもしれませんが、多大な税が投下されていますので、お持ちでしょうか、観光協会の経営参考資料というのが決算で提出されて、お持ちでしょうか。担当の方どなたですか。お持ちですか。持っていますよね、これ。持っていればこれで。とにかくこの予算は何なのかと思います。例えば5ページを見ますと自主事業管理運営費1,008万ですけれども、予算が、決算515万。次の産業振興館事業費、予算357万、決算181万。次、産業観光館管理運営費、これは運営費だから同じです。次、6ページ、特産品等PR事業費、予算400万、決算が1,234万9,170円。こんな物品PRなんて本来わかっているのではないですか。3倍なのです。これで結局収支を合わせているわけです。前回も言いましたけれども、本当に観光事業と言ってびっくりひな祭りや花のまつりなんてもともとやっていたものであって、何か観光協会ができればできなかったことかと思うわけですね。今度高い何だか、ジオレマか何かと、あんなのつくっていますけれども、ジオラマ、あんなつくって、あれが本当に見て観光で楽しいのか、額と比べて市民に税でどう還元しているのかと考えてほしい中で、ちゃんとしたこれ決算なのでしょうか。特産品だけです、予算オーバーしているのは。管理費は別ですよ。この観光協会の運営というのは、いわゆる親方日の丸でお金は行政からどんどん補助が来るといって、そのことでどんな観光が、観光視察やったとか、びっくり雛祭りやったとか、いろいろやっていますけれども、鴻巣の地場産業に影響を与えて発展したとかという事業になり得ているのでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。あと、一番お金が出ている400万が1,200万になったという特産品等PR事業費の結果がなぜこの3倍にもしなくてははいけなかったのか含めてお聞きしたいと思います。わかる範囲で。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）それでは、ただいまのご質問で、まずは特産品関係の決算でございますが、これ決算額が1,234万9,170円ということで、これは特産品の仕入れにかかっている費用が中心でござい

まして、実際それに対して収入が1,385万6円ということで、ですので差し引き150万程度のこれ特産品に関しては収益が出たものというふうなことでご理解いただければと思います。この特産品PR事業は、例えば戸田競艇ですとか、あるいは浦和競馬、こういったところで特産品を販売したりですとか、あるいは他の市町村のイベント等に出向いて販売したのもございます。まず、そういったことでこの特産品をまず市外、市内に向けてPRをするということで観光協会中心になって今この事業を推進しているところでございます。

それと、あと何でしたっけ。済みません。

(委員長) 菅野さん、何でしたっけ。

(菅野) 何って、だからこれだけの事業やって、どんな観光施策が成功して、どういう成果があったかと聞いているのです。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) ただいま観光振興につきましては、平成26年度から観光戦略の実施計画をただいま実施中ではございまして、これは観光協会が中心になって、例えば今はやりのおもてなしですとか、あるいは鴻巣の地場産業、それから歴史、それから自然等をPRしながら、いかに、実際観光イベントが中心になるのですけれども、そういったことで観光客をいかに集客するかというところで今計画を実施中ではございまして、これ平成26年度から5カ年で今やっております、今その3年目ということで進行中ではございます。結果が出てくるのはこれからなのですけれども、ただいま現在やっている中では、例えば産業関係のPRというか、産業関係の観光としましては、ひな人形ですとか、赤物関係のPR、それからそういった製作工程を見せるようなものですとか、そういったものをやっております。それとあと、鴻巣は花の産地ということになりますので、そういった花のまちのPRですとか、そういった花の生産体験の観光メニュー等をこれからやっというふうなことで、これにつきましては28年度から、今年度から一応実施をしているような状況になっております。ですので、観光協会はそういったことで観光推進の実施母体としていろいろと政策というか、実施母体として行動しているというふうか、そういったことで観光に対して貢献をしてもらっている

ところでございます。

以上でございます。

(菅野) この特産品というのは150万程度が残ったという、1,385万使ったと。これ何でたった400万の予算で組むのでしょうか。最初から、では1,500万なり1,200万と組むべきではないのですか。おかしいのだ。予算の組み方がおかしいのではないかなと思うのです。それから、何かというひと人形、赤物、それから花の産地、花と言いますけれども、花農家の方とはこのところお話をいろいろしていますけれども、昔のようなわけにはいかないと。花農家の参入もどんどん続いて、花農家だからと鴻巣だけでいいというものではないと。だから、一部の売れ筋のものに1年限りの、1年そのものに集約してつくっているとかというのもお話もお聞きして、花と人形はもうずっと以前から、観光協会ができる前からやっている事業なわけで、人が幾ら集まっても、何人集まったというけれども、集まっても消費してくれなければ、物を買ってくれたり、いっぱい食べてくれたり、お金を使ってくれなくては地域に何にも振興にならないのです。やたら税金使って金使ったというだけで。そんなのならもっと市民に返るように、例えば私なんかいつもこういう方法はどうかと思うのですけれども、ナデシコだ、ポピーだ、コスモスだとやりますけれども、確かにお祭りでするのも楽しいけれども、終わってしまえば、あとは草ぼうぼうになったりして、花に向けてまた耕してやるというわけで、逆に北本は同じ河川敷でもちゃんと整備して、憩いの家みたいなのもつくって、池みたいなのもあって、子どもたちが常時遊べるようになっていると。桜の土手なんかそれはありますけれども。だから、同じ税金をイベント用に一発で使うのがいいのか、常時市民が行って憩える場所に同じ場所でも使うのかと、いろんな使い道が同じ川原でもあるなというのを実感するわけです。だから、この花や人形をその一発でお金が入るような事業として取り組んでいるのだと思うのですけれども、これによって旧商店街とか大変潤っているのか。そのお祭りの日だけは潤うかもしれないけれども。それから、何よりも何回も言いますけれども、あそこに観光会館つくるのなんか反対ですから……

(委員長) 菅野さん、もうちょっと手短かに。何だかさっぱり質問がわからなくなってしまう。これからこれからで、1つずつ切ってもらったら。それともう一つ、そろそろ休憩してよろしいですか。

(菅野) あと1個言って終わりだよ。

(委員長) あと1個ですか。コンパクトにしてください。

(菅野) とにかくこういう昔からあるものから脱却できていないと思うのです。花と人形に限られる。このことで人が集まって、これぐらいもわかっていると、そこまでいかないと活性化にならない、税金を使ったことにならないというのです。人が来て、ただジュースぐらい飲んで帰ってしまったというのでは。地域の経済の活性化にどうつながったかということを知りたい。観光というと花と人形しか来ないと。それから、何よりも本当にやる気なら駅前に持ってこないだめです。観光協会なんて駅前に持ってくるものですよ。あんな駅から1.2キロも離れたところに、あんなところへ持って行って、それでしかもなお腹立つことは、中山道と線路の間をブロック舗装、億という金かけてブロック舗装した。金の使い道が違うのではないかと思うのです。中山道にあいているところはきっちり駐車場を市の金で、無料でとまれるようにもっと整備して、魅力的なものを集約して、そこに来ていただくと。お金も使っていただくと。何か有効なイベントがこの観光協会の予算の中で考えられていることがあるのか。それから、駅前に持っていくべきだという声が出ないか。2つ。

(委員長) 菅野さん、わからない。結局何を……

(菅野) 2つ。

(委員長) どれとどれですか。

(菅野) だから、有効な観光施策は何があるかと。花と人形しか言わないではないの。

(委員長) それと。

(菅野) 駅前に観光協会持ってこないともう……

(委員長) では、その2つで。

(菅野) 進まないよということ言っているのです。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) まず、その前に菅野委員が先ほどおっしゃいました特産品の予算の関係、400万というのはちょっと少な過ぎるのではないかということで、実際今回の、平成27年度を踏まえたと思うのですが、28年度の予算では一応観光協会も特産品関係を大幅にふやしまして、1,000万の予算を組んでおりますので、その辺は観光協会もやっぱり見直しをしているものというふうに思われます。それをまず押さえた上で、では鴻巣の観光、そもそも花と人形ということですずっとやってきたわけですがけれども、実際のところ鴻巣というのはどうしても、観光地ではございませんので、イベント観光が主体になるというふうに我々も考えております。その一つとしては4大イベントがございますけれども、まず歴年でいいますとびっくりひな祭りがありまして、その後花まつり、それと……

(菅野) 花火だ。花火。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 花火。それで、コスモスフェスティバル、この一応4つの祭りを鴻巣4大イベントとして今位置づけてやっております。花火に関しましては、4尺玉等のこともありまして大分知名度も上がりまして、一応主催者側の発表では60万人ということのでかなりの集客を集めている状況になっております。イベントを通じて集客をして、そこで鴻巣でお金を落としてもらおうということが中心になるということがどうしても鴻巣の観光の中心ということになるかと思えます。そういう中で、では実際商店が潤っているのかどうかということになるので、実際はこれは商店によって大分違いがあるというふうに我々も感じております。といいますのは、そういったイベントを自分たちの商機として捉えて積極的にやっている商店は潤っていると思えますけれども、どうしてもそうではなくてそれをうまく利用できない商店はやはりなかなか潤わないのかなというふうな形で思えますけれども、ですからやはりそれは市なり、あるいはいろんな商工会等なり団体がイベントを起こして、それでやっぱり商業者が生かしてもらわないとこれはどうにもならないのではないかというふうに考えます。

以上です。

(菅野) 最後。早川さん、収納対策で最後にお聞きします。

要するに一番払えないのは国保税ですよね。まず払えない国保税も含めて徴収に大変苦勞なさっていただけるとは思うのですけれども、これは部長に聞くわけですが、地域によって特命チームみたいのつくって、一つの課が全部の滞納をもらいに行く。そうすると、介護や国保など実情わからない人が取りに行くから、もう血も涙もない。船橋なんかそうみたいらしいですね。税金をいただく方だけをつくっていると。でも、やっぱり国保の方や介護の方が声が通ればやはり血の通ったあれがされるとは思うのですけれども、大変今生活難の中で議員にも皆さんに手紙が来まして、私ももうどうしたものかと悩みましたけれども、2通も面々と書いた手紙が議員の方には行田の方から、鴻巣に住んでいた方から来ましたけれども、滞納の実態をどう捉えて、お金のない人が鴻巣に住み続けられるように、税金を払えと責められて自殺などしなくていいように、どういう手だてをできているか、この点だけお聞きしたいと思います。部長かどちらか。

(収税対策室対策室長) まず、国保会計、こちらの委員会ではないですけれども、当然徴収をうちでやっておりますので、今の菅野委員のご質問にお答えしますけれども、もうこれは私どもとしては、やはりまずはとにかく徴収はしっかりとやらなくてはいけないという命題がまずあります。ですけれども、これは取るだけではなくて、やはり納税者の方々のいろいろ納税相談しかり、電話でのご相談しかり、その辺のところをしっかりと吸収しながら我々としては親身に納税相談を行うということがもうまず大前提でございまして、もうお支払いできる方についてはきちんとお支払いしていただいて、やはりその聞き取りの中で財産がないとか、職を失ってしまっただけでずっともう全然就職されていないとか、その辺のところがあればきちんとこちらでも調査を行いまして、その上で執行停止をかけるとか、生活支援のほうのご相談をしてもらうとか、あとは生活保護のほうもありますけれども、そういったご相談をしてもらうとか、落とすべきところは落とすということでしっかりとまずは納税相談をこれからも親身に行っていく上で、やはりしっかりと徴収に対し

て考えていきたいと思っております。

以上です。

（菅野）これは部長にお聞きしますけれども、2018年度から国の責任を投げ捨てて県に押しつけますよね。国保税につきましては。これまでと保険料は全く変わって、都道府県が市町村に割り振る事業費納付金ですけども、これを保険料で集めて都道府県に上納することになるというわけです。100%集めることは無理ですから、いっても90%だろうと。赤字になった部分は先延ばしすることができるのか、これからも2018年度から変わるわけですよ。それで、2014年度の全国都道府県国保差し押さえ率ランキングでは、埼玉は27位なのです。22万7,594世帯。滞納世帯ですよ。そのうちの差し押さえが1万8,832、8.3%が差し押さえで、差し押さえした金額がまたすごいのです、これ。97億9,429万648円。1件当たり52万88円の国保税が埼玉県で差し押さえられているのです。これは全国で千葉が1番で、56万1,632円。埼玉は全国で2番目です、額でいうと。52万88円。50万を超えているのは2つしかないのです。佐賀なんか1件当たり18万ですよ。だから、いわゆる収入が高いのか、課税が高いのか、大変差し押さえというのが、当事者はちゃんと納税相談やって、問題は納税相談に来ない人もいるわけですから、今後の国保税も含めまして国の、国が責任を投げ捨てて、県に投げ捨てるようなときにどのような滞納に対する血の通った制度ができるか部長にお聞きしたいと思います。

（市民部長）血の通った滞納相談というお話ですけども、私どもすぐにまた何でもかんでも差し押さえをして換価しているということではございません。まずは、当然納付期限があった後に督促処理をしたりですとか、催告等をしておりますけれども、まずそのところでそういった納税者につきましては納税相談を受けていただきたいと思っております。まずはその方の生活の状況ですとか、また実際にどういった納付方法が一番いいのかということを含めて相談をさせていただきまして、先ほど室長からも回答がありましたように、私どもが一番いい方法をとっていきたいと考えております。そういったまずは納税相談を受けていき

たいと考えております。

以上でございます。

(菅野) 終わり。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時28分)



(開議 午前10時48分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(羽鳥) それでは、歳入の部から決算質疑を端的にさせていただきます。31ページの下の方の農林水産業費の県の補助金なのですが、用排水路の改修補助金が168万9,000円となっておりますが、この申請の仕方と補助率をお聞きいたします。

(産業振興課長) この事業につきましては、県費の補助事業となっております。郷地落としを平成22年から27年度にかけて延長を、ちょっと長いのですけれども、それをやった事業でございます。

(補助率の声あり)

(産業振興課長) 県単事業で33%、3分の1の補助でございます。

(羽鳥) これちょっと歳出のほうでもさせてもらうのですが、やはり今非常に用排水のほう老朽化が進んでおりますよね。そういう点においてこういうのを計画的に年度年度、今年度はこれを申請しよう、次年度は次はこれをやるという形の計画的なものは担当部署であるのでしょうか。

(産業振興課長) 補助事業につきましては、農林の補助事業という形でいろんな国庫補助も含めていろんな形があるのですが、今まで先ほど申し上げました郷地落としの排水路、県単事業でやっております、これが終わりましたので、その次また計画的にということになるかと思えます。

(羽鳥) 適切な申請さえすれば予算は県のほうから補助としていただけるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

(産業振興課長) これにつきましては、もちろん補助要望という形で出

しますので、現在市のほうでもちょっと延長の長い水路を2本ほど要望受けているのですけれども、そちらのほうに取り組んでいくことになる予定でございます。

（羽鳥） それでは、33ページの上のほうの商工費県補助金の中の市町村による提案実施事業補助金540万円なのですが、これ鴻巣御殿に関係することだと思っておりますが、この事業の内容、補助率についてお聞きをいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長） こちらの補助金につきましては、鴻巣御殿御参行列に係る費用に充当しましたけれども、対象経費のうちの50%以内ということで補助を受けております。中身につきましては、昨日もご説明申し上げましたけれども、11月14日に行いました御参行列に係る費用でございます、このときはステージイベント、それから行列等を行っております。

（羽鳥） これは、県のほうでどのように申請すればこのような形の補助金がおりましたわけなのでしょうね。

（環境経済部参事兼観光戦略課長） これは県央地域創造センターのほうに申請しまして、申請そのものは総合政策のほうで申請をしてもらっています。以前にやりました鴻巣の鷹狩り行列もこちらの事業を使って一応補助をもらいましたけれども、今回は実は行列のほかに生涯学習課でやっております文化財マップもこの補助金を使いまして、要するに文化財マップとこれとあわせた形、セットで総合政策のほうで申請をしていただきました。

以上です。

（羽鳥） そうしますと、県のほうではどのような事業効果を期待してこの補助金を出したというふうに理解してよろしいのでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長） 一応特色ある事業という……市町村振興の特別会計において、市町村が行う主体的、計画的な事業や県政の重要課題に合致したような事業というところで今回採択になったということでございます。

以上です。

(羽鳥) 御参行列といいますと、1日でお祭りと同じなので、ぱっと花火のように鮮やかに咲いて散ってしまうわけなのですが、これ実際に鴻巣市においてどのような効果をもたらしたというふうに総括されますか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 実際イベントそのものは1日で終わっていますけれども、その前段階として例えば市内の企業ですとか、あるいは個人の方からイベントの趣旨をこちらで説明しながら協賛金をいただいたりとかと、そういうこともイベントの実施前の段階としての準備としてそういった広報活動あるいは周知活動等も行っていますので、ただ単にその1日だけということではなくて、そういった要するにイベントの周知やら宣伝を通じて鴻巣の共同意識の高揚ですとか、行政に役立ったというふうにも考えております。

以上です。

(羽鳥) やはりこの御参行列、鴻巣市由来のもう歴史的な人物が、古墳時代ぐらいからずっとありましたよね。私もいろいろ勉強させてもらったのですが、このようなことを継続的に行っていこうという方向性は今現在はあるのでしょうか。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 現在のところ、やはりかなりお金もかかる関係もありますので、なかなか継続的にというわけにはいきませんが、例えば今回も周年事業ということで実施しましたけれども、今後例えば市制何十周年とか、あるいは合併何十周年とかという節目の段階でやる可能性は否定はできないと思います。

以上です。

(羽鳥) このような形の県の補助金というのは継続的にあるわけなので、そうしますと、趣向を変えた形で、予算はこれほど大きくなくてもいいので、やはり継続性がないと、鴻巣花火もここまで大きくなったのは、規模が大きいのもありますが、やはり毎年しっかりやってきたと、商工会青年部の小さな規模でありながらこれだけの企画力と実行力で継続したからこそやはり花が咲いたというふうに理解しておりますので、この事業も一発花火で終わってしまうと大変寂しいもので、人の記憶か

らも消えてしまう、市民の方からも何の記憶も影響もなくなってしまうというのでは余りにも寂し過ぎるので、種は植えたというふうに理解していただいて、これから少しずつお水をくれる、肥料くれるというような形で事業の継続性というのはやはり何らかの形で必要だというふうに考えておるのですが、その点いかがでしょうか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）まず、県の補助金につきましては、基本的には同じ事業に対しての補助金というのは、この制度ではないので、今回実は鷹狩り行列でももらえて、今回ももらえたというのは、先ほど申しあげましたけれども、文化財マップと一応セットにしてもらえ、要するに総合政策のほうで上げたときには2D、要するに文化財マップは2D、行列の事業は3Dとして、2D、3D事業ということで、そういったうまく申請を上げてもらって、いただいたという経緯がございまして、ですので次回もまたもらえるかどうかというのはわかりませんが、いずれにしても予算の範囲内でこういった事業を周年ごとに企画、計画をしていくということは今後も研究していきたいと思っております。以上です。

（羽鳥）ちょっと認識なかったのですが、この文化財マップのほうの2Dのほうの補助金の分、これ割合としては何割ぐらい、額のほうもちょっとお聞きしたいのですが、内容についてもうちょっと詳細をお聞きいたします。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）ここにのっていますのは、行列の分だけでございまして、文化財マップの分は別になります。

（羽鳥）それでは、37ページの衛生費寄附金ですか、その中の環境にやさしいまちづくり寄附金についてなのですが、これはふるさと納税からの結局担当の部分がこちらに来たのかなというふうに理解しておるのですが、それでよろしいのでしょうか。

（環境課長）そうでございます。ふるさと納税によりまして寄附された分でございます。

（羽鳥）そうしますと、私ちょっと記憶今ないのですが、ふるさと納税総額でお幾らだったか、27年度、覚えていないのですが、その中のどれ

ぐらいの割合がこちらに来たのかと、それと選択の仕方がありますよね。その選択の仕方について、納税者の選択の仕方についてお聞きをいたします。

(環境課長) 暫時休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 00 分)



(開議 午前 11 時 03 分)

(委員長) 会議を再開します。

(環境課長) 申しわけありませんでした。

まず、全体の中に占める環境の割合でございますが、約 9.3% (P.54「8.3%」に発言訂正) でございます。

それと、寄附をする方の選択の選択肢ですけれども、コウノトリ、それから教育夢基金、それと市民活動、それとこの環境、それともう一つ、市長へのお任せというメニューがございます。この中から選択いただけるようになっております。

以上です。

(羽鳥) わかりました。そうしますと、いろいろな分野にふるさと納税のほうから使わせてもらうわけなのですが、ぜひともこの環境に優しい、環境部門に使ってもらう部分をふやすためにも、アプローチというのはいできないのでしょうか、そのネットのほうから。ふるさと納税の画面の中でどこにしようか、なかなかやはりふるさと納税しようという方はそれほどどこに使ってほしいというのではないと思うのです。そこに働きかけができるような形で、環境に配慮した鴻巣市ですと、私そういうふうにぜひとも言ってほしい部分があるので、そういう点においてのこれからの働きかけを考えてほしいのですが、その点いかがでしょうか。

(環境課長) この環境にやさしいまちづくり寄附金ですけれども、総額で300万を今超える額が基金のほうにございます。このようなことから、担当課としましては、この皆様からいただいた寄附金をどういうふうに活用するかというのを今検討しているところでございます。何か大きな

ものを買うという手段もあるでしょうし、これをうまく寄附していただいたものを環境の活動をやっている人に還元して環境の取り組みをふやして、それをうまく循環させるようなやり方とか、いろいろあると思うのですけれども、とにかくこの辺の段階で何かうまくこれを使わせていただきたいというふうに考えておりますので、その使い道について、寄附してくれた方に自分が寄附したものがこういったものに使われているのだなというのをわかりいただけるような、そういう方法でホームページを使った周知というのが主な方法になると思いますけれども、そのようなことでPRをしていくことで、それがまた寄附をしていただける方がふえるということにもつながるというふうに考えております。

以上です。

（羽鳥） それでは、次のページ、39ページになるのですが、20の諸収入の中の市税延滞金なのですが、この額が3,887万4,215円とありますが、この市税延滞金の利率、あと件数のほうをまず状況としてお聞きをいたします。

（収税対策室対策室長） 延滞金の利率につきましては、まず大原則として納期限から一月までは7.3というのがございます。それと、一月目以降につきましては14.6%というふうな、これが大前提でずっと歴史が流れてきたわけなのですけれども、14.6%というのはもう昭和38年からずっと来ていまして、それで平成25年度の税制改正によりまして、その前にも一月部分については特例基準割合ということで、7.3の部分は4.3になったり、4.5になったり、基本4.3が多かったのですけれども、4.3%。それと、一月目以降についてはずっと14.6だったわけなのですけれども、25年の税制改正によりまして14.6の部分にメスが入りまして、それ以降、26年1月1日からは14.6の部分が最初の年が9.2、それで一月までの部分が2.9、それと27年度が2.8と9.1、今、28年1月1日からは同じく2.8と9.1ということで延滞金の利率がなっております。

それと、先ほど羽鳥委員さんからの3,887万4,215円、一応基本的にはまだまだ25年12月31日以前の部分の納期の部分の延滞金が多いものですから、まだその延滞金を下げた効果があらわれていないというのが実情に

なっています。それで、件数につきましては、申しわけないのですけれども、1期ごとでなっていますので、カウントについてはちょっと出せない状況になっています。

以上でございます。

(羽鳥) 額を見ますと大変大きな額なものですから、非常に誠実な市民の方なので、延滞金をしっかりお支払いいただいているというふうに理解しておるのですが、この額は、ちょっと全体がわからないのですが、延滞金をしっかり払っていくと、逆に元本である市税部分が払えなくなってしまわないかというちょっと危惧をしてしまうのです。それとともに、では5年間延滞金を払って不納欠損になってしまうのかというちょっと心配もあるので、その点をお聞きいたします。

(収税対策室対策室長) 基本的には必ず本税優先で納めていただいていますので、それについては本税を納めていただいた後、その日で延滞金が確定します。それ以降は本税が終われば延滞金を粛々と納めていただくということです。例えば、だから古い部分で本税が完納になった場合には、当然また現年がどんどん発生してくるわけですから、まずはなるべく現年を納めていただいて、その余力のほうで延滞金をまた分割なりで納めていっていただくというような形になります。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、市税を払い終わって延滞金が決まったと。その延滞金を払わないでいると、これまた5年たつと不納欠損になってしまうというふうな理解もできるのでしょうか。

(収税対策室対策室長) はい、そうでございます。

(羽鳥) そうしますと、その延滞金のほうの督促というのでしょうか、もあり得るわけなのではないでしょうか、その点についてはしっかりと行われていますか。

(収税対策室対策室長) 延滞金が残っている方につきましても、当然催告書等で引き続きずっと催告をしていきますので、当然調査を行いまして、財産があれば預金なり保険なりというものを延滞金でも差し押さえをさせていただいています。

以上です。

(羽鳥) 実際本税を払っていただいたので、ありがたいとは思いますが、延滞金のほうの不納欠損の割合というのは大まかに言うとどれぐらいありますか。それほど心配するほどないのでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11 時 11 分)



(開議 午前 11 時 11 分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(収税対策室対策室長) 申しわけありませんが、延滞金の不納欠損の資料についてはちょっと持ち合わせておりませんので、また後でご報告したいと思います。

(羽鳥) そうしますと、ちょっと例えで話させてもらうのですが、成年後見人のような方が、結局は痴呆とかそういう形で正常な判断ができない方が納税義務があっても、それを把握できない、理解できていないという、そういう方がいた場合にこういう延滞が起きてしまうと、納税がおくれてしまうということがあった場合も全く一律延滞金というのは発生するのでしょうか。

(収税対策室対策室長) 基本的には発生します。

(羽鳥) それでは、ページ飛びまして83ページ、歳出のほうで人権相談支援事業、やさしさ支援課ですね、そちらのほうの部分なのですが、きのう147回、会があったということと、あと弁護士のほうが51回分ということだったのですが、この相談件数と、差し障りなければ相談の内容がどういう部分があるのかの点をお聞きいたします。

(やさしさ支援課長) 人権相談の相談内容ということでよろしいでしょうか。

(羽鳥) 大まかな形。

(やさしさ支援課長) 件数と。

(羽鳥) 件数と。

(やさしさ支援課長) 相談件数につきましては、49件27年度ございました。

て、そのうち相続問題に関するものが7件、それから家族問題に関するものが6件、それと離婚問題が3件、それから不動産問題が3件と、主立ったところはそんなところでございます。

（羽鳥）実際この相談をされた上で成果がありましたよという形で全て解決されたという理解してもよろしいのでしょうか。

（やさしさ支援課長）相談者は悩んだ末相談に訪れるということで、そこで即解決というわけではないのですけれども、そこで助言を得て、みずから解決するという方向に向かうわけなのですけれども、それが全てどうなったかということをごちらでは把握しておりませんので。

（羽鳥）ちょっと私も仕組みわかっておらない部分があるのですが、非常勤特別職員のほうのまず……済みません。市民相談員ですね。市民相談員のほうにまず相談を受けて、その上で次に弁護士の方に相談するというのがセオリーなののでしょうか。

（やさしさ支援課長）相談内容によりますけれども、一般的に市民相談を受けて、例えば専門的な法律的な分野になりましたら法律相談を紹介するというケースはありますが、どこの相談、どこの相談と兼ねてやるということは一般的には考えておりません。

以上です。

（羽鳥）あと、今ちょっと内容について聞いたわけなのですが、49件相談はあって、中身の説明では半分ぐらいしか今件数が上がらなかったようだったのですが、7件、6件、3件、3件ですか、総数が約50件あるわけですね。そうすると、あとの半分ぐらいはどこに行ってしまったのかちょっと私理解できなかったのですが、それちょっと確認させてください。

（やさしさ支援課長）その他が非常に多いのです。半分ぐらいがその他になっていまして、はっきり言ってどこに分類したらいいかわからないような、よろず相談が多いということでご理解いただきたいと思います。

（羽鳥）そうしますと、半分以上は、もしかしたらなののですが、とりとめもないような、お茶飲みのような話になってしまう部分も多々あるの

でしょうか。

（やさしさ支援課長）本当にそのとおりでして、分類ができないというのが実情なのです。ですから、話を聞いていただくだけで、それでもう納得して帰られる方も多いです。

以上です。

（羽鳥）わかりました。こういう相談の場というのは非常に重要だと思えますので、しっかり継続いただきたいと思っております。

では、93ページの中の半ばのところなのですが、口座振替等推進事業なのですが、きのう説明受けまして、口座振替が44.4%ということで非常に高い徴収率がここで支えられていることがわかったのですが、欲が生まれて、この口座振替、ぜひとも50%を超えるような勢いでやっていきたいと思うわけなのですが、そのより一層の推進に向けて諸策があるかをお聞きいたします。

（収税対策室対策室長）平成23年度にコンビニ納付が始まりまして、手軽にコンビニ納付をできるというような形になってからちょっと口座振替については伸び悩んでいるというのが現状でありまして、ちなみに数字を申し上げさせていただきますと、平成27年度が44.4%、それと26年度が43.8%、それで25年度が39.5%、それと24年度が39.7%ということで、昨年からことしに、26から27についてはちょっと若干伸びたのですが、今後の方策といたしましては、当然庁内でも職員にやはり口座振替になさっていない方もかなりいらっしゃるの、なるべく庁内のシステムを使いまして周知をお願いしているところなのですが、あとちょっと昨年度からシステムの入替えとかありまして、職員のほうもほかのことにちょっとなかなか、仕事の新しいことって向けられなかったのですが、一応今後考えているのはキャッシュカードをスキャンして申し込みができてしまう口座振替、ペイジー口座振替受け付けサービスというのがございまして、これは当然納税課の窓口だったり、国保の窓口だったり、そういうところに端末、このぐらいですか、置きまして納税者の方が持ってきたキャッシュカードをスキャンをして口座振替が終了するというようなシステムがありまして、それを波及させる

と、例えばうちはちょっと今固定資産税をもう少し伸ばしたいなという希望がありまして、一応50%超えているのですけれども、まだ近隣に比べますとちょっと弱い部分がありまして、その部分も伸ばしたいということもありまして、例えば家屋調査、資産税課にも協力をいただいて家屋調査に持って行って、新築の家屋とかを家屋調査させていただいたときに、そこでもうすぐ口座振替を申し込んでいただいでしまうというような、それを導入できればその辺も考えていきたいなと思っているところなのですけれども、あとここに来てパソコンで申し込みができる口座振替ウェブ申し込みサービスというのが新しくできまして、まだまだちょっとお願いする金額が高過ぎるというふうな状況で、まだ1,000万ぐらいかかってしまうようなシステムですので、一応だけれども大阪市と八千代市が今導入してしまして、ただちょっとコストがやはりかかってしまうので、やはりこれからだんだん、だけれどもふえてくるなと予想されているところなので、できれば先ほどのスキャンしてやるのもいいのですけれども、そちらがちょっとこなれてくれば、そちらでパソコンやスマホで気軽に口座申し込みができるような、そういうシステムもやはり近いうちに導入できればなと考えております。

以上です。

(羽鳥) ちょっと不謹慎なのですが、今公共料金なんかも口座振替とかを推進してしまして、あちらのほうは結局公共料金なのにペイバックとかあるのです。ですから、行政のほうさすがに税金とかをペイバックするのは難しいのですが、口座振替したときに、市のふるさと納税ではないですが、赤物上げますとか、そういう形で促進する方法というのはなかなか導入しづらいでしょうか。

(収税対策室対策室長) 実際に私、平成9年から12年まで収税に前にいました。そのときに口座振替キャンペーンというのをやりまして、銀行にマグカップを納品しまして、申し込まれた方についてはマグカップを3種類のうちから選んでいただくというようなことをやらせていただいたのですけれども、やはり余りそのときは爆発的な口座振替、まだ納税組合もありましたので、なかなかその辺は難しかったところなのですけ

れども、やはり県内でも幾つかキャンペーンみたいのをやっているところもあるのですけれども、やっぱり1回こっきりで、ちょっとうる覚えで済みません。クオカードとかを上げたりというようなところも1カ所ぐらいあったかなとは思いますが、なかなかやはりお金もかかってしまうところですから、なかなか難しいのが現状かなと認識しております。

以上です。

(羽鳥) いろいろ方法はあると思いますので、以前にやられたことも実績としてありますから、ぜひともまた改めて徴収率を上げるために模索をしていただきたいと思います。と考えております。

次に、177ページ、ちょうど真ん中あたりの蛍光灯型LED導入事業なのですが、27年度575本の入れかえをしたというのですが、27年度いっばいで達成率どれぐらいだったのでしょうか。全体の。それをお聞きいたします。

(環境課長) LED交換の達成率ということでございますが、ここで手元にすぐに何%というのは出ないのですけれども、現在のところ、公共施設のLEDについて、29年度で約320本を交換しますと全てが完了するということでございます。

(羽鳥) この設備なのですが、LEDの管をかえればいいのか、それとも本体も一緒にかえるわけなのでしょうか。

(環境課長) 管だけでございます。ただし、もともとは蛍光灯なので、その蛍光灯の器具の中に安定器というものが入っておりますので、LEDは安定器をそのまま使うパターンと使わないで直結をするパターンと2種類あるのですけれども、安定器を使いますと安定器で電気を消費してしまいますので、そういうことがないように直結をするタイプを使っておりますので、蛍光灯をLEDに交換するとともに、その内部で直結にする工事が必要になってまいります。

以上です。

(羽鳥) そうしますと、全て完了すると大体電気代が大まかにすると何割ぐらい減るのでしょうか。実際何円減るといっても無理だと思います

ので、何割ぐらいの削減ができるでしょうか。

(環境課長) 委員長、済みません、ちょっと休憩お願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時26分)



(開議 午前 11時28分)

(委員長) 会議を再開いたします。

(環境課長) 申しわけありませんでした。

1本当たりの年間の電気料がおおよそ850円ぐらい削減できます。全体でおおよそ6,000本ございますので、1年間で約500万円ほどの電気料が削減できると見込まれます。

(羽鳥) 十分理解させていただきました。

それでは、引き続いて同じページの2つ下、次世代自動車導入促進事業なのですが、こちら27年度行われたわけなのですが、今後この市の導入体制というのはどういう方向に向かっているのかをお聞きできますか。

(環境課長) 担当課としましては、電気自動車の導入はもちろんなのですが、充電設備の設置をしたいというふうに考えているところがございます。例えばエルミこうのすには設置をいたしましたので、あとは市役所と両支所に電気自動車の充電設備を設置したいと考えているところがございます。

以上です。

(羽鳥) 27年度の庁内に設置したEVの充電器なのですが、年間どれぐらいの使用量を一応想定しておるのでしょうか。

(環境課長) 使用量といいますのは……

(羽鳥) 何台ぐらい使ってもらおうと。

(環境課長) 27年度に設置しました充電設備は、日産自動車の事業でENV200というのを無償で貸与していただいたのですが、その車両のための専用の充電器でございます。

(羽鳥) そうしますと、市民の方が用がありまして市庁舎来ますよね。そのときに使わさせていただくようなことはないのでしょうか。可能な

のでしょうか。

（環境課長）物理的には利用できますが、実質そのようなことは想定しておりません。なお、27年度に設置しました充電器は普通の充電器でございますので、急速充電ではございませんので、そういった利用は想定しておりません。

以上です。

（羽鳥）そうしますと、今後川里支所、吹上支所のほうにもEV充電器設置したいということですが、その場合も専用の市の車がそこに充当されるのが前提ですよ。その点ちょっと確認できますか。

（環境課長）先ほど申しました充電施設を設置したいという担当課の考えですけれども、これはエルミこうのすに設置したのと同じ不特定多数の方に使っていただくためのものがございます。

（羽鳥）了解しました。

それでは、ページ変わりました185ページなのですが、一番下の生ごみ処理機器購入費補助事業なのですが、今3種類の機器に補助金が出ていると思うのですが、それぞれのメリットというのをお聞きいたしたいと思います。

（環境課長）今補助の対象としている生ごみ処理機は、電気式の処理機、それからEMボカシ容器、それとコンポスト容器、この3種類がございます。それぞれ値段も違いますので、それぞれ特徴があるのですけれども、まず電気式は例えば家の中の台所の片隅に置いていただいて、出たごみをすぐに処理できるような、電気を使ってですね、短時間で処理できるようなものだと思います。それに対しまして、コンポスト容器につきましては庭の片隅に置いておいて、そこに生ごみを入れてふたをしておくと、そういったものがございますので、そういったことで値段も形も違います。そのような特徴がございます。

（羽鳥）あと、EMは。

（環境課長）失礼しました。EMボカシ容器につきましては、EM菌というのがございまして、その菌を使って生ごみの処理をするのを助ける、そういった機能があるものがございます。

(羽鳥) 今回電気式が25、コンポストが8、EMが5の数量で補助を出しているようだったのですが、これは例年大体変わっておりませんか。この補助の数。

(環境課長) 総数で申し上げますと、平成25年度が58基、平成26年度が44基、平成27年度が38基でございますので、徐々に減ってきている状況でございます。

(羽鳥) そうしますと、私今基本的に非常にEM菌興味持っておるのですが、いろんなものに使えるのです。私、以前に一般質問で小中学校のプールの掃除のときにこのEM菌を先に入れておけば非常に掃除がしやすいと、藻がつきづらいというのもありましたし、以前、私いなかったのですが、ほかの議員さんで一般質問で桜の消毒に、アメリカシロヒトリとかあれに効くということで、EM菌をまくと、そういう消毒にもなるという本当魔法のような菌だなと思って私もいるのですが、非常に環境を汚さないで、環境によくて非常に効果が高いというものだったので、ぜひとももうちょっと普及しても、普及というか、宣伝をさせてもいいのではないかなと、宣伝して普及させてもいい素材ではないかというふうに思っておるのです。電気式は非常にもう安定した容量が減ると、乾燥して減らすということで、これはもうよくわかっておるのですが、コンポストも以前はよくあったのですが、やはりだんだんと、場所をある程度とるものですから、どこの家庭でも今見ておらないのですが、そういう点においてEM菌を使った処理機のほうをもうちょっと普及促進できないかと思っておるのですが、そういうところにはちょっと着目はされませんか。

(環境課長) 今のご指摘のように、例えばEMボカシ容器だけをとってみますと、平成25年度が14基、26年度が8基、27年度が5基となっております。数も電気式に比べて減り方が多いのが現状でございます。この生ごみ処理機の購入補助事業につきましては、今後も継続をしていく考えでおりますので、市民の皆さんにPRを今後も続けていきたいと考えております。

以上です。

(羽鳥) それでは、199ページの上から3番目の経営体育成条件整備事業、繰越明許のところなのですが、1億3,750万円なのですが、これ大雪のときの処理のほうがちよっと繰越明許になったということなのですが、なかなかちよっとやっぱり繰越明許になったゆえの事業の難しさというのがあったと思うのですが、その点についてをお聞きいたします。

(産業振興課長) 一昨年2月の大雪に伴います繰り越し事業でございます。26年の事業として撤去、再建等の補助あったわけですがけれども、その時点でやはり資材の高騰、業者不足、これによって再建と修繕のほうの実際21件でございますが、これが年度内に終わりませんでした。それを繰り越した事業でございます。ちなみに、26年度は撤去がありましたが、繰り越しのほうでは撤去は認められておりませんので、再建及び修理と、修繕という形の繰り越し事業でございます。

(羽鳥) そうしますと、全体で県のほうの補助を受けた件数は何件になるのでしょうか。

(産業振興課長) その前の年と……

(羽鳥) 全て入れて。

(産業振興課長) まず、撤去のほうが87件、再建、修繕のほうが63件でございます。合計で2年間というか、その総支出額になりますが、3億4,900万程度になります。

(羽鳥) 最初の倒壊した、倒壊というか、被害に遭った後に相談に来た方はもっともっといらっしやったと思うのです。結構書類の申請が難しいということで、結構断念された方が多かったという話も聞いておったのですが、その方はどれぐらいいらしたのでしょうか。

(産業振興課長) 申しわけありません、ちょっと数値は把握していませんが、面積要件とか、そういういろんな形態で実際窓口に来られても補助の対象にならない、あとパイプハウスみたいなやつですか、そういうので対象にならなかった方も随分いらっしやるのではないかと把握しているのですが、申しわけありません、いらっしやった方の件数はちょっとわかりません。申しわけありません。

(羽鳥) 結局撤去した方が約90件近くあったわけなのですが、それとと

もに再建、改修のほうが63件ということで、全体から見ますとこの大雪の被害によって廃業された方というのは農家の方で何件ぐらいあったのかは把握はされているのですか。

（産業振興課長） その把握はしておりませんが、多くが施設園芸だったり、花屋さんだったりのどちらかというのと大型というか、そういうものだと思いますので、そんなに廃業という形にはなっていないとは思いますが、申しわけありません、件数はちょっとわかりません。

（羽鳥） 把握されている範囲で結構なのですが、再建、修理のほうで結局は現状の大きさに戻るのが適切なのでしょうかけれども、それプラスここで頑張っって規模を拡大しようと頑張っっていただいた農家の方というのは何件か把握されておりますか。

（産業振興課長） それも把握しておりませんが、確かに施設がちょうど建てかえを考えていた方が仮にいたとしてですが、そういう方につきましては新しい施設にという、いい機会といっっては申しわけないのですが、そういうパターンもあろうかと思えます。

以上です。

（羽鳥） やはり比べて失礼なのですが、深谷方面のほうのハウスが多分雪の降雪量も多かったと思うのですが、非常に甚大な被害を受けたのです。あちらのほう非常に景気もよかったのですが、廃業された方が思いのほか多かったのです。それと比べると鴻巣市の市内においては思ったほど多くなくてほっとはしておるのですが、やはり小規模でやっていた方はもう、いい機会だから、もうやめようということで農業やめてしまった方がたくさんいたのも事実だと思っておりますので、今回この繰越明許を円滑に使っていただいて、何とか終了するという事で安堵しておるのですが、今後やはり大雪、降らないわけがないですから、夏極端に暑くて、冬は極端に寒いということが今の気候で当たり前になってきているものですから、その対応というか、その準備をどのように担当課で考えられているかを最後にお聞きいたします。

（産業振興課長） 近ごろの気候の変動というか、集中豪雨にしる、前回の大雪についても50年に1度とか100年に1度とかというのが結局2週

連続起こってしまったような状況でございました。今後自然との戦いとか、そういう環境の変化ですので、そういうことに対して前回の大雪の教訓とかを生かしながら検討もしてまいりたいと考えております。

（羽鳥） それでは、次に移らせていただきます。

失礼しますが、ページをちょっと1ページ戻してもらいまして、197ページ、一番上の地産地消推進支援事業なのですが、34万7,000円となっておりますが、この事業内容についてまずお聞きをした上で、効果がどう出ているかをお聞きいたします。

（産業振興課長） 地産地消推進支援事業でございまして、主には学校給食で地元農産物の供給や食育教育等で子どもたちに地元の農産物の関心を図ることを目的として行っておる事業でございまして。

（羽鳥） 効果。

（産業振興課長） 済みません、続けさせていただきます。学校給食法では、食農教育、食育事業として彩のかがやき、豚肉、キュウリ、ホウレンソウ、ゴボウ、コマツナ、タマネギ、ジャガイモ、梨、里芋、長ネギ、サツマイモ等、地元の食材を使って提供して、それで全て地元のものでつくったというような形の事業を行うことによって子どもたちへの地産地消という形の推進を図っているものでございます。

（羽鳥） これは私よく聞いておるのですが、地産地消、これはもう日本においても普及されたすばらしい考え方だと思います。地元でつくっていけば新鮮なものが食べられる、または安全なものが食べられるという、そういう基本のもとに考えられているわけなのですが、なかなかちょっと鴻巣市においても鴻巣市産だから安全だよ、おいしいよ、新鮮は大事だとは思いますが、なかなか安全基準を十分クリアしているという形で、農薬を使わないとか、あとは結局消毒も少ないとか、そういうことがあるかといったら、そういう指針が何もないのです。ただもう地元のものだからいいでしょうという売り方だと、正直子どもたちも何の感動もしないと思うのです。それよりも自分ちのおじいちゃん、おばあちゃんがつくってくれた野菜を食べているほうがずっと私は食育になると思うので、そののところが行政が入っているのですから、もっとしっかり

とした基準、農薬が少ないですよとか、そういうことをつくり上げた上での供給でないと全く意味がないのではないかというふうに思ってしまうのです。だから、非常にこれちょっと毎年毎年私言わせてもらおうのですが、まだまだ中途半端かなという事業にしか見えないものですから、もともと、前にも言ったのですが、この地産地消というのは中国のほうからの身土不二論というのが出てきたのです。体も土も一緒だと、2つにあらずと、だからこそやはり地元でつくったものが一番いいのだと、体に合うのだと、もう土と体は一緒なのだという、その考え方、すばらしい基本的な考え方があったので、それは日本農業新聞で私出てきたのをよく覚えているのですが、それがだんだん身土不二論から日本式の地産地消理論になってきたものですから、そのところはやっぱり食を見詰め直すには非常にいい考え方だと思うので、できればもっと今後は予算づけを重点的にしていただいた上で力を入れていかないと、やっぱり地元ブランドを発展させる上でも必要だと思いますし、その地元のブランドもまずもって地元の間がファンにならなかつたら何の意味もないと思いますし、それも義務教育中から教育というか、教えていくと非常に20歳過ぎてから子どもも俺たちはうまいものを食わせてもらったのだなというふうに思い起こすときもあるかもしれないし、やはりそれが基本になっていると思いますので、その働きかけのいい事業だと思っておりますので、この発展性についてぜひとも尽力していただきたいと思うのですが、担当課、いかがでしょうか。

(産業振興課長) 委員さんおっしゃるように、確かに無農薬というのは非常に難しいものかなと思いますが、お米につきましては、こうのとりの伝説米のような低農薬、これについては取り組んでいるところでございます。今後、地産地消の推進協議会もありますので、そちらのほうで野菜等についてもそういうものの供給が可能かどうか、できるだけ低農薬でやってもらったのを学校給食に提供することが一番望ましいとは、もちろんそうですので、その辺について今後推進していければなと考えております。

以上です。

(羽鳥) 鴻巣市内のほうの野菜農家もちよっと規模が小さいというふうなちよっと弱点もありますので、これは深谷とか本庄とか妻沼のほうみたいに大規模農家、野菜農家になっていけばまた教育の仕方も変わっていくと思うので、そちらの指導のほうというか、持っていく方もしっかりと行政のほうから働きかける形で、いい事業ですので、差し向けていただきたいと思います。

ページ変わりました、201ページのちょうど真ん中あたりなのですが、用排水路改修事業についてなのですが、先ほどの部分がこれになってしまうと思うのですが、あえてちよっと歳出のほうでお聞きしたいのですが、道路以上に今用排水路の老朽化が激しく顕著に見てとれるのです。というのはやはり夏の降水量、今ゲリラ豪雨とかでも非常に水量がふえているのです。そういう点において道路と比べてもはるかにもうこれちよっと危ないのではないかなというところが多々見えているのです。そういう点の管理についてどのように今されているのかをまずお聞きいたします。

(産業振興課長) 大きな川、水路、土地改良で持っているもの以外が市のほうの管理というような形になります。ここの事業のものにつきましては、土側溝のところを柵渠にしたような形の事業でございます。先ほどもちよっと触れましたが、2件ほかにも出ているのもやはり同じような状況でございます。国とか県の補助金を活用しながら先ほども進めていきたいということを述べましたが、確かに近年のゲリラ豪雨等の対応につきましては非常に難しいところかなと思います。ただし、大きな河川の排水のほうがなかなかいかないと、結局、川里地域の話をして申しわけありませんが、小林堰の関係がどうしてもいつもひっかかるのですけれども、あそこをあけてもらえるのともらえないの、ことしはもう積極的にそういう形で早目にあけてくれというような形の連絡体制を築いたところでおります。そういう形でいかななくてはならないかなと思っております。あと、当然大雨で冠水してしまいますと水路と道路の区別が実際つかなくなるような場所もございますので、そういうところにつきましては防災のほうで通行どめ等については対応して、事故の起こらな

いようにしていきたいとは考えております。

（羽鳥）先ほども言ったように、道路と用排水路の大きな違いというのが本当に一瞬して壊れていくのです。それがやっぱり夏季の水量の多いときにちょっと水量が多いただけでもう全然負担が違うようで、見る見る泥が抜けていくと、そういうことがあるものですから、以前は農事組合とかそういう、土木委員さんとかあったので、川里地区のときにあったものですから、そういう人に監視していただいたので、すぐに早いうちにわかって、早いうちに修復できたのですが、今そういうシステムが担当課のほうで何かないのでしょうか。特にできれば夏季の水量の多いときはパトロールというか、そういうのをしていただきたいと。台風来れば道路のほうの冠水のほうのパトロールはやってもらえるのですが、なかなか水路のほうのパトロールというのは今まではちょっと目が行き届いていないというのが現状であると思うのです。だから、その点についてちょっと質問をいたします。

（産業振興課長）水路、用排水路につきましても非常に多いものですから、なかなか役所のほうで全て目が行き届くということは実質的には不可能かと思いますので、そういう何かあったらすぐに連絡をいただけるような体制は何か考えていかななくてはならないのかなと。確かに土側溝とかで水量が多くなりますと崩れるというのも多々ありますし、二面柵渠ですとやはり水量が多いと脇の泥まで洗われてしまうというので、大雨の後土のうをお願いしますとかというのもありますので、そういうものについては迅速に対応するというのでいきたいと思っております。

（羽鳥）ちょっと一番最後に聞くのおかしいのですが、この用排水路の総延長というのは把握されているのですか、担当課のほうでは。それを最後にお聞きします。申しわけありません。

（産業振興課長）申しわけありません。総延長について把握しておりません。

（羽鳥）それでは、時間も時間ですので、207ページ、一番下のほうの商店街空き店舗対策事業についてお聞きするのですが、いかなるちょっとこの事業をされたのかをまずお聞きいたします。

(産業振興課長) この事業につきましては、空き店舗を利用して、そこに新たな何かができないかということで始めた事業でありまして、現在これによって事業をやっているのが1団体でございます。限定の3年間の認定補助事業として行いまして、鴻巣のもとの梅林堂ですか、その跡地なのですが、1年目には改修事業費を、あと家賃、これの補助というような形、2年目が事業補助と家賃補助、3年目は家賃補助のみという形で、25年から27年で事業は完了しております。今現在もまちの駅という形で頑張っていたいただいております。実際はこちらとしてももうちょっと応募というか、何かあればいいかなと思っているのですが、現状としては取り組みとして空き店舗策としては1件の申し込みだけになっております。

以上です。

(羽鳥) 時間の都合もありますので、最後の質問で、209ページ、下段のほうの花と音楽の館かわさと管理運営事業及び拡張事業について総体的にお聞きするのですが、花と音楽の館はもうこれで拡張と設備投資のほうは全て完了するかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 今回の拡張工事をもちまして整備については一応終了となります。

(羽鳥) 大変大きな額をかけての設備投資だったわけなのですが、これによりまして集客のほうのシミュレーション、どれぐらいを今予想しておるのかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 実際昨年度事業が終了しまして、今年度から新しい施設でもって運営が始まっておりますが、今まで要するに4月にオープンしてから8月までの間で、前年に比べて2,000人程度の増ということですか。

(羽鳥) 2,000人という数字、どこから出てきた数字がちょっとわかりづらいものですから、それもうちょっと詳細にお聞きをいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) またちょっと詳細確認しますけれども、毎月指定管理者のほうから利用者人数が上がってまいりますので、それで比較はできます。

(羽鳥) 新しい施設ということか、新規の分野があるものですから、新規の顧客というか、お客さんがふえていくというふうに思っておるのですが、既存の部分での固定客の方プラスアルファの部分で2,000人というのが出たというふうに思うのですが、その伸び代としては新しい事業のほうがこれからふえていくというふうに見ておるのか、ベースのほうがあくまでも、7割、8割といった形でのふえ方かということをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 今回拡張事業で行ったところで、まず今まで物販をやっていたところを別棟ということで位置を変えまして、大分店舗面積も広げました。それとあと、体験工房ということで、そちらを利用した事業を五、六個展開していく予定もありますので、そういったものが軌道に乗っていけばもっと集客はふえていくものと考えます。実際今回拡張事業を行ったことによって園内、施設の人の流れが大分変わりました、いきなりもう裏側の別棟のほうに入られる方がかなり多いようで、前庭のほうがちょっと寂しいような現状も実際あるような感じはしております。

それと、今の2,000人、ちょっと確かな数字ではありませんので、確認をして改めてご報告申し上げます。

(羽鳥) 時間になってしまいました。最後に、8月下旬に埼玉県知事、上田知事がいらしたと思うのですが、そのときの評価のほうをどのように捉えたかをお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 今回上田知事のご訪問を受けまして、一応市長以下、NPOの代表の方と懇談をされたわけですがけれども、施設を一通り見ていただきまして、おおむね知事の印象はよかったというふうに感じております。私もちょっと遠くから見ただけけれども、割と長い時間いらっしゃいましたし、上田知事はオープンのときもご来場いただきまして、記念の植樹も行っておりますので、今回公式的には2度目のご訪問ということになったので、多分以前の施設に比べて今回の拡張によって大分印象もよくなったのではないかというふうに感じております。

以上です。

(羽鳥) では、以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時 0 2 分)



(開議 午後零時 5 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部参事兼観光戦略課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 午前中の羽鳥委員のご質問の件で、花久の入館者の関係でございますが、昨年と今年度の4月から8月までの集計でございますが、まず平成28年度につきましては4万7,760人、前年同月につきましては累計で4万5,748人ということで、2,012人の増となっております。このままで推移しますと、年度末までには5,000人弱程度の入館者の増が見込めるということになると思います。よろしく願いいたします。

(委員長) 続きまして、環境課長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(環境課長) 午前中、羽鳥委員さんのご質問で、ふるさと納税の中に占める環境にやさしいまちづくり基金の割合についてご質問いただきまして、私のほうで「9.3%」ですということでお答えさせていただいたのですが、間違っておりましたので、訂正をお願いいたします。正しくは「8.3%」でございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 続きまして、収税対策室対策室長より発言の申し出がありましたので、許可いたします。

(収税対策室対策室長) 午前中、羽鳥委員からご質問ありました延滞金の不納欠損の27年度の額なのでございますけれども、1,151万9,729円、これ一般会計ベースでございます。よろしく願いいたします。

(委員長) 字句、その他の整理については、委員長に一任願います。そのほか質疑ある方いらっしゃいますか。

(金子) 済みません。それでは、何点かご質問いたします。

それでは、歳入のところなのですけれども、19ページです。昨年の歳入状況と比較したものでお聞きしたいのですけれども、19ページの真ん中あたりです。これは、総務管理費の使用料の受信アンテナ敷地使用料ですか、これが去年よりも安くなっているのと、去年が7万9,983円ということでしたけれども、それと下から3行目です。電柱敷の敷地の使用料、これと公共施設屋根使用料、これは逆に上がっているわけです。これについて場所と、下の公共施設の屋根使用料は去年の段階では箕田公民館の施設の屋根ということをお聞きしたのですけれども、同じなのか。3カ所の確認の意味で場所と、金額的には高かったり低かったり変動があるということをございますけれども、これについて例えば単年度契約みたいなので、3年とか4年とかで年度で、普通家賃ではないですけれども、3年、4年とか同じなのかなと思ったのですけれども、言ってみれば1年ごとに変動があるのかということをお確認という意味でお聞きしたいと思えます。

(何事か声あり)

(金子) 済みませんでした。下の受信アンテナは違いました。済みません。電柱敷と公共施設のほうですけれども、よろしくお願ひします。

(環境課長) まず、電柱敷地の使用料でございますが、平成26年度が4,358円、平成27年度が6,240円とふえております。その理由といたしましては、26年度が電柱が4本、27年度が電柱が7本分になっております。それと、これ電柱だけではなくて、電柱に附帯します支線柱もあるのですけれども、支線柱については26年度が1本、支線柱については27年度はございません。電柱も第2種電柱ですとか電話柱ですとか、電話の種類によって使用料が違ってまいりますので、一概に何が何本ふえたからということではなくて、増減がありまして、その結果これだけふえているということをございます。

続きまして、公共施設屋根使用料についてでございますが、こちらの対象となる公共施設は箕田公民館で変わっておりません。26年度につきましては、契約の最初が26年の7月から契約をしておりますので、そのよ

うなことから月数が違いますので、金額に違いが生じております。
以上です。

（金子）そうしますと、この電柱敷の敷地についての電柱については、これ敷地というのは同じところ、場所は、なのでしょうか。

（環境課長）場所は同じではございません。ふえたりしています。ごみの置き場に電柱を立てさせてくれということで立てまして、東京電力やN T Tから使用料をいただいている分でございます。

（金子）次に、21です。21のところは真ん中あたりです。駐車場使用料ということで一千二百幾らかになってはいますが、やはり昨年と比較になってしまいますけれども、820万幾らと、何がしということですが、これも、これパーキング・こうのすで去年お聞きしたのではありますが、やはりこれも、これ実質ふえた理由ということでちょっとお聞きしたいと思えます。

（産業振興課長）26年度決算におきましては、パーキング・こうのすの分だけでございますが、組織改正がありまして、27年から鴻巣駅西口階段下の駐車場、これがこちらのほうに加わっておりますので、トータル金額が1,228万5,000円というような形になっております。

（金子）そうしますと、昨年のパーキングに今の西口が加わったということで、パーキング・こうのす的には金額的には同じと、ほぼ同じと。全く同じということはないかなと思うのですけれども。

それあと、台数的にはこのときは27年度についてはパーキング・こうのすのほうも、これは26年度に比べてはふえてはいないと。ふえたのか、ふえていないのかとか、それと西口については、これはあくまでもプラスされたというだけで、台数的には26年あたりのは他の部署のものからこちらのほうに移行されたということでよろしいのか、ちょっとお伺いします。

（産業振興課長）それではまず、西口の駐車場でございますが、こちらの分といたしまして362万4,300円でございます。こちらの駐車場におきましては24時間営業という形で、1時間ごとに100円という形で、最初の1時間無料という制度はございません。稼働日数は366日という形で、利

用台数は9,252台となっております。前年の比較でいきますと、前年が9,692台、金額が……済みません。申しわけありません。ちょっと読み間違えました。利用台数のほうですが、9,019台、利用金額が353万7,600円という形で、差としては5万円ほどの差となっております。

本町3丁目にありますパーキング・こうのすにつきましては、27年度が6万6,943台となっております。26年につきましては6万7,586台ということで、こちらについては利用金額では826万2,920円ということで、金額にそんなに差はないのですが、利用台数と金額が若干入れ違っていますが、こちらについては1時間無料というのがございますので、その辺の差異だと考えております。

以上です。

（金子）今の中のパーキング・こうのすなのですけれども、1時間無料というのの利用状況というのは、そういうデータというのはあるのかどうなのか、ちょっとわかればお聞きします。

（産業振興課長）商店街の活性化という形で中山道沿いの駐車場を持たない、利用者のためのということで1時間無料という形になっているのですが、その集計は、申しわけありませんが、出ていないところがあります。

（金子）何かチケットみたいなものがありますよね、パーキングカードみたいなので。あれを集めておいて集計か何かできるのかなと思ったのですけれども、それはできないのですね。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）前任の担当だったもので、ちょっと私のほうから補足説明させていただきます。

一応両駐車場とも指定管理というふうなことで、指定管理をさせていただいていますので、その指定管理者のほうから日々の毎日と月報と年報というふうな形で、それぞれの時間ごとの集計というものの報告をいただいています。毎月々の報告の中から金子委員が言われているように無料の時間帯がどのくらいの形で台数があるのかというふうなデータはいただいています。やはりお店が、どうしても商店街のお店のオープンとか、10時ごろからあいたりとかなんとかという、そういう買い物の

関係での時間帯的なものの捉え方とか、いろいろ指定管理者のほうからご報告いただいています、それぞれ時間帯にピークはどのくらいになるのかというふうなことと、24時間通しての時間帯の無料がどうのこうのとか、あるいはその辺の出庫と入庫の関係とかがどういう状態かということの内容まで事細かに指定管理のほうからご報告いただいていますので、ある程度、この場ではちょっとお答えできるあれではないのですけれども、内容的にはデータをいただいて報告をいただいています。実際に27年度の集計表でいきますと、無料の時間帯内で、台数ですけれども、3万4,045台というふうな数字はいただいております。日々のいろいろやっている中で1日の平均が大体1万7,175台とかという、そういう数字も出ていますけれども、それぞれ細かにデータはいただいている状況になっております。

以上です。

(金子) そうしますと、結構利用されているのかと思うのですけれども、1時間というふうな無料の時間の設定ということですと、管理者側からしてみると収入増とすれば30分でいいのではないかと思ったり、利用者からすればもう少し、2時間、言ってみればエルミのほうもそうですけれども、向こういっぱいこっちに、パーキングにとめて、そうすると行き帰りでも結構、30分ぐらいかかってしまうのだよとか、そうすると30分ぐらいしか利用時間ないのだよとか、そういうので苦情というか、そういうふうにも思う方もいらっしゃるかと思うのですけれども、こちらのほうの経営側としては1時間というのほどのように考えていらっしゃるのか。このまま方向とすればこれは妥当ではないかということが進まれるのか、どこかで見直しをかけるのか、いろいろ考え方があると思うのですけれども、その方向性はどうでしょうか。

(環境経済部副部長兼農業委員会事務局長) 一応金子委員さん言われているように商店にお買い物に来た方とか、何かその辺1時間以内でどうか事を済ませて利用されるという、場所的に非常にパーキング・このすにつきましてはいいところにございますので、かなり利用される方につきましては利便性のある駐車場だというふうな形で認識しておりま

す。無料の駐車券とかいろいろお店の、商工会の関係の業者さん等が無料券とかいろいろ出している中で、どうしてもやはりあの近辺にある商店街の活用とか、そういった部分、商店街の繁栄をしていく中ではやはり必要な、無料で買い物ができるというふうな部分ではメリットがあると思います。ただ、今言われているように時間をもう少し、30分とか何かというふうな部分のいろいろ問題もありますけれども、市のほうとすれば歳入で使用料入ってくるのがいいことかと思えますけれども、やはり使われる方々の市民の利便性とか、商店街活性化のためにいろいろな諸問題もごさいますので、また条例等が制定してありますので、条例改正等のそういった問題も出てきますので、今後引き続き商工会とかいろいろな関係のお店等の状況も確認しながら、また指定管理者との情報をいただきながら、分析しながら検討していきたいと思えます。

以上です。

（金子） それでは次に、45ページの、この前も少し質問したかと思うのですけれども、広告の放映料ということで市民課の窓口で放映されているかと思うのですけれども、こちらについて3機分ということで、3機分でしたっけ、ということでお聞きしましたけれども、というのは、3年分、3機分というのは3年でしょう。3館分。そのところ説明がちょっと聞きづらかったのです。どうぞ。お願いします。

（市民課長） 3機分というのは、モニターが3台分ということで、本庁新館と吹上支所と川里支所に1台ずつ放映用モニターを置いておりますので、その3機分ということなのです。

（金子） 3カ所でモニターは1台ずつ。

（市民課長） 広告放映用モニターが……

（金子） モニターは1台ずつということですね。その1年間の使用料ですよね。私ちょっと勘違いしてしまって、3機分ということで3カ所の前払いかなと思ってしまったのです。済みませんでした。

それと、これ順調に収入ということであるということをごさいますけれども、今後について、例えば競争ということで、また安いところがあればシステム入れかえるとか、そういうふうな形で、他の業者の売り込み

とかというのは今どのような状況でございましょうか。

(市民課長) 安いところというお話でしたが、実際市のほうの持ち出しは一切ございません。番号の発券機と呼び出しモニター2台、あと広告放映用モニター、それから番号発券機を呼び出すタブレットというのがあるのですけれども、そういったものも全て無償で借りております。逆に設置料だけが入ってくるので、歳入の面での比較の検討はする余地はあるのかなと考えておりますが、今のところ長田さんが一番多いかなというふうに比較はしております。

以上です。

(金子) もう少し欲を出して、もっといいシステムが入ればなど。他の市町村にもし入っているところあれば、前進する意味で。モニターももう少し大きくてもとか思ったり、今ぐるぐる、ぐるぐる回るとか、いろんなアイデアがあるような放映の機器もありますので、そういうのも検討されてはいかがかなと思うのですけれども、その点も含めて検討はどうでしょうか。

(市民課長) そういったことも含めまして今後検討していこうと思っておりますが、実は先日本庄市が視察に参りまして、いい機会だということで見せてくれということで全て写真等を撮っていったのですが、やはり検討の中では歳入の比較をされているということでしたので、業者さん等も多少なりとも売り込みはあるのかもしれないのですが、今のところ歳入面での比較でいうと長田さんがやはり売り込みが一番多いということで、本庄市さんも見えたということでしたので、これから今後そういった業者さんからの提案があれば検討していきたいと思っております。

以上です。

(金子) それでは次に、歳出のほう行きます。歳出の75ページですけれども、これも確認になりますけれども、花のボランティア育成活動事業、こちらにつきましては昨年は13団体ですか、ということでお聞きしましたけれども、ことしはいかがなものかと。それと、今後についてはどのようなお考えかお聞きいたします。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 昨年27年度までは13団体ということで、ここ数年変わっていない状況が3年、4年程度続いております。今年度、28年度につきましては、実はちょっと再編がありまして、決算で説明いたしました上会下の関係を一応コミュニティー事業のほうに移管したということもありまして、今年度よりも2団体程度ふえる予定です。ただ、ちょっとまだわかりませんが、一応ふえる予定になっております。それとあと、あわせまして前に商店街の関係で、フラワーポットの、そちらの補助金もこの花コミのほうに今年度は移していますので、これは3月の予算のときにご説明申し上げましたが、そういう関係もありますので、それも含めると5から6程度はふえるかなというふうに見込んでおります。

以上です。

(金子) そうしますと、単純に13から例えば15にふえたとして、15でも17でも、ふえるとして、この育成活動事業費についてはふえることになるのでしょうか、かどうかです。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 今のこれ花のコミュニティー事業のほうですよ。

(金子) こっち側。うん。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) これにつきましては、一応予算的にはまだ余裕ありますので、大丈夫です。金額的にはふえると思います。

(金子) 次に、85ページですけれども、これは真ん中のところです。男女共同参画啓発事業のところですが、昨年もお聞きしたのですが、何か参加者については男女の中で男性のほうは非常に少ないということで、それに対してことしの状況と、それとまた少なければどのようなPRとか周知活動するのかと。どうしても何か女性のほうが積極的で、男性がどうも引っ込み思案で困るのですけれども、やはりそういう点をちょっと懸念するものがあるので、お聞きします。

(やさしさ支援課長) 例年のことなのでありますが、男女共同のつどい、どうしても女性上位で、圧倒的に多いのです。また、実行委員会形式でやっております、男性の方も何人かはいらっしゃるのですが、

なかなか参加してもらえないというのが実情なのです。それで、実行委員の方にもお願いしているのですけれども、連れ合いの方を同伴でお願いしたりとか、何とか男の人を、せっかくの機会ですから、意識改革の意味で参加するように呼びかけていただきたいということでお願いはしております。ちょっと統計的に男性が何人、女性が何人という捉え方はしていない、全体で何人という捉え方しかしておりませんので、詳しい内容はわかりませんけれども。

以上です。

（金子）それでは、次が177ページ、真ん中から下のところです。先ほど羽鳥委員のほうからも話がありましたけれども、次世代自動車導入促進事業ということで、去年については公用車1台、2台でしたっけ。五百何万円とかあったのです。公用車購入ありましたけれども、それを利用して、またことしは無償貸与のリーフのほうということでございますけれども、これについての利用状況と今後こういうふうな次世代自動車、これを積極的に市のほうは推進するのか。推進するとすれば、例えば鴻巣市独自の補助金制度設けるとか、そういうふうな方向づけということで考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

（環境課長）まず、26年度に導入しました電気自動車の利用状況ということでございますけれども、日産のリーフと、それから三菱のミニキャブを導入いたしました。27年度につきましては、走行距離がリーフが約5,000キロです。ミニキャブについては、約5,500キロの走行がございました。これ全部職員でございますので、そのような走行距離になっております。

それで、今後の方向性ということでございますが、まず近いところではかわさとフェスティバルにおきまして、埼玉県が燃料電池車を購入して持っておりますので、それをPR用にお借りできることになっておりますので、その車をお借りして、去年もかわさとフェスティバルで電気自動車と、それからハイブリッド車の展示を行ったので、燃料電池車の展示を今年度は行いたいと考えております。電気自動車につきましては、まだ金額も高いものになっておりますので、担当課としましてはもっと

公用車として使いたいという考えはあるのですが、鴻巣市全体の考え方としてそれはどうなのだとするところ、28年度も購入できなかったわけですが、担当課としてはそういうふうには考えております。以上です。

（金子）市民への電気自動車の普及ということで考えると、国の補助のほかに市独自の補助金制度を設けてふやすとか、電気自動車は非常にいいことだと思うのです、クリーンで。ただ、まだ走行距離とかいろんな面で改善する余地はあると思うのですけれども、鴻巣市を環境面でよくするには少し補助でも出したほうがいいかなと思うのですけれども、そういう点はどういうふうな感じでお考えなのでしょうか。

（環境課長）今新エネルギー、省エネルギーの機器に対して補助を行っております。太陽光発電に始まりまして、高効率の給湯器につきまして補助金をやっているのですけれども、太陽光発電についてはもう普及がある程度進んだということで補助の対象から抜かしたのですが、そのように見直しはかけております。また、電気自動車の補助につきましては、やはり今後の普及状況ですとか近隣の市町村が補助の対象にしているかとか、そのようなことも調査しながら、周りの動向を見ながら研究してまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）わかりました。

次に、187ページです。これは、187ページは直接はちょっと関係がないかもわからないですけれども、可燃、不燃ごみの処分事業、入るのかな。なので、ちよっとごみ処理の集積所ありますよね。そここのところの看板とかのことなのですけれども、やはり結構長年掲示されているもので、薄くなってしまっていて見えないとか破損しているとか、そういうので新しく交換してほしい面が、ちよっと希望があるので、これについてはここでよろしいのかどうかちよっとわからないのですけれども、どのように。

（収集事業の声あり）

（金子）収集事業ですか。消耗品費になってしまうのですか。これにつ

いてはどのような状況で、これからの方向として、例えば来年度全部、全面張りかえるとか、きのうの条例ではないですけれども、市のほうの所有物ということで、そういうふうな形のを明記したものをつくるとか、一石二鳥でということ考えてあるのかどうかお聞きしたいと思います。

（環境課長）ごみ集積所の看板につきましては、プラスチックで、厚さが多分5ミリぐらいあるやつだと思いますけれども、白いプラスチックに色を使って印刷してあるものがあるのですけれども、それにつきましては経年とともに色があせてきたり、また印刷が見えなくなってきたりという事例がかなり多く見受けられますので、それに対応するためにまとめて毎年、平成27年度につきましては250枚を、予算を使わせていただいて購入させていただきましたので……

（看板の声あり）

（環境課長）はい。見えにくくなってしまったというお申し出をいただければその場でお渡しできますので、ご利用いただきたいと考えております。

（金子）続きまして、195ページのところですけれども、市民農園のほうのことですけれども、管理運営事業ということで、こちらのほうは市民農園については今までのところということで、運営というか、管理運営されていると思うのですけれども、こちらについて今、遊休農地、耕作地とかいろいろふえていますけれども、市民農園の管理料決まっていますけれども、もっとふやすとか、もっと安くするとか、安くしてもっと需要をふやすとか、何かそういうふうなお考えは持っていらっしゃるのかどうか、方向性についてお聞きします。

（産業振興課長）お答えします。

市民農園につきましては、平成20年度から指定管理者としてNPO法人フラワーピースに委託しているものでございます。ただし、それが27年度までという形で、本年度はちょっと体制が違うような形、委託、指定管理ではないような、自前で産業振興課において管理しているような状況となっております。

(金子) それで、市民農園ということで、先ほどの遊休農地、耕作放棄地とか、そういうことを利用する意味でふやすようなお考えは持っていらっしゃるのかどうかお聞きします。

(産業振興課長) 市民農園という形で、このとり四季彩ファームと吹上元気村というような形で今2カ所を設けているところでございます。その中で、四季彩ファーム、鴻巣のほう、寺谷のほうなのですけれども、こちらにつきましては現在も空き区画があるような状況でございます。なかなか新規の場所というのもちょっと難しいところもありますので、ここがいっぱいですごく人気があればまた次のという形もちょっと考えられるかなと思うのですが、一応そういう考え方でおります。

(金子) 次に、199ページですけれども、先ほどもちょっと羽鳥委員さんのほうで出ましたけれども、経営体育成条件整備事業ということで行われておりますけれども、これ完了ということで、その完了について、実際チェック体制というか、そういうふうな、完了確認とか、そういうものをされていらっしゃると思うのですけれども、そういうふうな補助出した後の状況ということで、流れとしてはどんなものだったのでしょうか、お伺いします。

(産業振興課長) まず、これ基本的に事業が終わらないと金額が確定しないものですから、撤去にしろ修繕にしろ、それが終わった段階で県のほうに提出しておりますので、その確認は全て終わっております。

(金子) 次に、201ページです。真ん中あたりですけれども、藻狩りのしゅんせつ補助事業ですけれども、これ私の地元のほうでは毎年私も協力してやっておるのですけれども、これははっきり言って実態としてやっているところとやらないところ、その実施状況です。それと、もしこれをやらなかった場合、環境的に非常に荒れてしまうというか、もう水質のほうも悪くなってしまったりするのかなと思うのですけれども、環境的には、そうした場合について市のほうはどのようなふうな対策というか、お考えがあるのか、ちょっとお伺いします。

(産業振興課長) 藻狩り、しゅんせつ補助事業につきましては、昨年度のちょっと実績を申し上げますと、藻狩りの補助金として33件、延長と

いたしまして7万2,020メーター、補助金が57万5,500円、しゅんせつ補助金といたしまして39件、延長といたしまして11万1,449メーター、89万700円が支出されておりました、合計の146万6,200円となっております。ちなみに、その前の年から比べますと、件数で37件が33件、41件が39件と、減少しているような状況であります。これにつきましては、藻狩り、しゅんせつということで、用水が来る前に地元でということをやっている事業でありますので、その補助金として出しておりますので、自分たちに影響が出てしまうというのはちょっと変な言い方かもしれませんが、そういうことで引き続きこれについては継続していくような形では考えております。もし放棄されてしまうとなると、これについては非常に難しい問題になってしまうのですけれども。

(金子) 確かに放棄されると私もどういふふうにしたらいいのかなど。行政のほうでしなくてはならないのかなど思ったり、実際放棄されているところが私の地域の隣の用水とかなっているわけです。そうすると、自分のところだけこういうふうにきれいにあの暑い中をやっても、隣で水がもうストップしてしまうわけです。流れなかったり、あとよどんでいるわけです。そうすると、本当に意味がないと言ってはなんですけれども、困ってしまうのです。本来のやっぱり環境を守る意味、また自然というか、生活用水とかいろいろありますし、そういうのも流れる意味でも、どうなのかなというのが毎年毎年ちょっとやっついて疑問に思っているのですけれども、今の藻狩りにしても、やはり農家の人の役目だと。自治会のほうで応援して音頭とってやっても、農家の人の畑のためにやっているのだからと、農家のためにやっているのだから、うちら関係ないよというので、もうまるっきり参加率も悪くなっているのです。もう毎年出るのは農家だけと。農家ももう高齢化になっていると。これがいつまで続くのかなということで、そのほうも問題なのですけれども、環境面でも問題だし、人的な面でも非常に、過渡期というか、重要な問題になっていきますので、それについて再度お聞きしますけれども、お願いします。

(産業振興課長) 今藻狩り、しゅんせつ事業の次の項目になっているの

ですが、多目的機能支援支払交付金という事業が新たに始まっております。これにつきましては、農地の水環境保全向上ということで、すごく補助率というか、これが非常にいいものですので、こちらに切りかわっているところも実質的にはございます。そんな関係で、前年対比で藻狩りの件数と延長減っているのですけれども、藻狩り、しゅんせつ、こちらのほうは逆に26年度は4件だったものが今9件、今年度、今実施しているところは14団体というような形で、こちらが伸びてきております。こちらについては、先ほどの農地維持の関係と資源協働という形、この協働というのが地元の自治会と一緒にあってという、水辺環境の向上という形で支払われるものとなっております。それともう一点が施設の長寿命化という形で、水路の長寿命化、あとは簡単な修繕のような形、この辺の交付金が出るような形で、金額も非常に多い金額が交付される事業となっておりますので、ぜひこちらのほうへ転換していただければ、地元の自治会というか、そういう単位で活動していただきまして推進していただければなと考えております。

以上です。

（金子）これもちょっと確認ですけれども、205ページの一番最後のほうです。商工会の商業補助事業の除草の委託料、それと207ページの商工会工業補助事業の、やはりこれも除草の委託料、これ両方同じ値段なのですけれども、これは、確認ですけれども、場所的にはどういふ……

（産業振興課長）この除草業務につきましては、実は花火大会のときに荒川のほうの草刈りを建設省のほうでやるのですけれども、そのときの……建設省ではない。

（国交省の声あり）

（産業振興課長）国交省です。済みません。大変失礼しました。国交省のほう、河川のほうでやるのですけれども、そちらでは刈り倒しというような形になっておりまして、あわせてやっていただくような形になっておりますので、その集草を刈り倒しをした業者さんをお願いすることによって格安でそれができるものですから、それをお願いしているもので、工業と商業に分かれているというのは、商工会補助金を分けてい

ますので、それが別々に入っているような形になっております。

以上です。

(金子) それで、最後に205ページあたりになるかなと思うのですけれども、項目的にちょっとわからないのですけれども、これ産業振興課の範囲なのかちょっとわからないのですけれども、今川越バスだったかな、あと何バスだったか、2つのバスが東松山と川越のほうに出ているのですけれども、それが前は鴻巣の東口に乗降口というか、乗車口がありましたけれども、それが全部西口に行ってしまったのです。西口から、駅からもう200メートルぐらい歩かないとそのバス停まで行かないのです。そこに時刻表はあるのですけれども、私なんかはたまに乗るのですけれども、鴻巣の駅でおりて、例えば電車みたいに10分に1本とかあればいいのですけれども、時間帯によっては1本、2本とか。そうすると、ゆっくり歩いていったら乗りおくれってしまったとか、そういうがあるので、駅のほうのどこかに掲示板か何かにしてもらえればなと思うのですけれども、そういうふうな、ちょっと地元の要望と言っては申しわけないのですけれども、どうなのですか。部長、ちょっと済みません。これは別ですね。別問題として。

(休憩の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時44分)

(開議 午後2時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) それでは、ページを追って何点か伺いたと思います。

初めに、歳入、15ページであります。収納対策室になると思いますが、滞納繰り越しについて伺います。去年の数字もひっくるめて比較をしてお話をいたしますが、このページには市民税、個人、法人を含め5つの項目の滞納繰り越しが載っております。ちなみにであります、市民税の個人については、前年が3,000万円台からことし27の決算では2,300万円台。同じく市民税の法人の部分については、189万円台から162万円台。

固定資産につきましては、1,770万円台から1,965万円台。軽自動車については、昨年が147万円台からことしが、今回が118万円台。最後、都市計画につきましては219万円台から242万円。それぞれ増減をしております。もしわかればそれぞれ増減をしている理由について初めに伺います。

(収税対策室対策室長) まず、今のご質問は不納欠損額ということですのでよろしいですね。

(大塚) はい。

(収税対策室対策室長) 不納欠損額につきましては、一個人の滞納者がいろんな税にまたがっているケースとかもありまして、基本的にちょっと個別に増減というのは難しいので、ちょっと総体的なお話をさせていただきますけれども、まず近年一応収納率もちょっと頑張っているということで、不納欠損のほうも若干減少傾向ということなのですけれども、ちなみに額を申し上げますと、ことしは4,895万8,444円ということで、合計なのですけれども、ちなみに23年度を申し上げますと約1億5,000万円ぐらい不納欠損がありました。24年度、これについては8,000万ちょっと、25年度については7,500万ぐらい、26年度については5,500万円ぐらい、27年度が先ほど申し上げた数字です。ということで、不納欠損は減ってきているわけなのですけれども、不納欠損というのは基本的に当年度に発生したものであるというのより、3年前に執行停止をかけた、要するに財産なしだとか生活保護になってしまったとか、あとは居所不明だとか職権消除になってしまったとかって、そんな方々の執行停止を3年前にかけた分の額が今年度に反映すると、27年度に反映するというような形になっています。ちなみに、申しわけないのですけれども、監査意見書の不納欠損のところ、委員さんはお持ちですか、きょうは。ありますか。

(大塚) はい。

(収税対策室対策室長) ちょっとこのところのほうの説明しやすいので。済みません。不納欠損の10ページのところです。監査意見書の10ページのところです。

(何事か声あり)

(収税対策室対策室長) 10ページです。よろしいでしょうか。それぞれ

個別に税目ごとに不納欠損額が左側に合計額載っていますけれども、①、無財産、②、生活困窮、③、所在、財産不明、このところが先ほど私が申し上げた、27年度ですから24年度になります。24年度に基本的に執行停止をかけた方々の不納欠損額になります。3年たちますと不納欠損になりますので、途中で何か執行停止が解除になるような該当があった場合には、それは解除になっている部分も若干ありますけれども、基本的には24年度に執行停止をかけた分がこの分で、3年たって時効ということになります。④の第5項該当というのが、これが即時消滅といひまして、27年度中に例えば固定資産税であれば相続人不存在になってしまったとか、あとはほかの自治体とかに転出された方々で、毎年うちのほうでは実態調査というのをやっているけれども、その中で居所不明になってしまったりとか、外国人であれば国外転出してしまったりとか、そんな方々のもうどうしようもないよというようなケースの場合は、あと法人です。法人とかももう会社がなくなってしまったよということがあつた。そういう部分を即時消滅ということで当該年度に消滅させていただきます。一番問題なのは一番右側なのです。一番右側の18条該当、これがいわゆる単純時効と。我々としては正直言って許しがたい、逃げ得、悪く言ってしまいますと。その部分になるわけなのですけれども、この中にも一応種類がありまして、これは基本的に全部5年来てしまったから時効になったものなのですけれども、その中でも我々のほうできちんと調査をして、執行停止をかけているのだけれども、3年の時効より5年が先に来てしまったよというものが含まれていまして、この2,400万円の中には約400万ちょっとぐらいが今私が申し上げたところに該当しています。それで、本当の単純時効、27年に5年たってしまったよ。一生懸命徴収は努力しているつもりなのですけれども、やはり外へ行ってしまったりとか、あとは全然納付がなかったりとか、そんな方々のどうしても5年時効を迎えてしまったという部分が2,012万5,265円あります。一応一番重視していると申し上げたのは、やはりこれを簡単に許してはいけないということで、前まではなかなか時効管理ができなくて、本当に残念なのですけれども、時効を迎えてしまった部分がかなりありました。

先ほどの話でいきますと、23年度は一般会計ベースで約5,000万ぐらいそれがありました。24年が4,500万ぐらい、それで25年度が3,320万ぐらい、26年度が2,800万ぐらいということで、27年度は2,000万ちょっとということで、一応我々のほうでも何とか、なるべく時効を迎えそうな方については納税誓約書を必ずとって、債務承認をして時効を延ばす。それとあと、例えば少額な預金とか、本当のメインの預金は見つからなくても小さい預金とかが見つかった場合には、そういったものを差し押さえして時効を延ばすということで、時効をなるべくさせないということで、みんな担当のほうでも一致団結してその辺のところを進めているわけなのですけれども、これでやむを得ない、一生懸命やったのだけれども、もう聞き取りをして財産がないよということであれば、先ほど申し上げたような執行停止をかけるとか、そういった形で担保能力なしということで執行停止をかけるというような状況になっています。

以上です。

（大塚）これは、誰が見ても不納欠損に陥らないように手だてを講じなくてはいけないわけですが、今お話を伺って、金額的にもかなり、全体の金額もそうですし、やむなくの部分も含めて、数字的にはいい流れになっているのかなと思います。

改めて伺いたいのですが、もう28年度も半分来ていますので、特段不納欠損に陥らないための策も含めて、いわゆる収納の中での取り扱いとして、この件に関して、例えば月のうち数回程度打ち合わせというか、今後の事業計画、業務について打ち合わせ等はされているのか。もしされているとすればどのぐらいのスパンでやっているか、それについてお伺いします。

（収税対策室対策室長）時効管理ですから、やっぱり個人、個人の担当者が新しい地区を受け持って、滞納管理システムというもので作業していますので、過去の記事とかを全部、事細かく詳細に全部記録をしておりますので、ちょうど今ぐらいですか、一人一人の、やっとな半年かけて過去からの滞納者の方の、個々の抽出とかをかけて自分なりにやっている方もいますけれども、一応は必ずどんどん次から次へと記事をちゃん

と見ながら、それで何か疑念とかそういったものがある場合には当然上司にも相談しますし、2人1組でペアでやっておりますので、先輩に相談をして、全体では月に1度ミーティングを重ねているところです。以上です。

（大塚）今後にさらに期待をして、我々も仮にお手伝いができることがあれば一緒に頑張れるようになっていければいいなと思っております。続きまして、ページが21ページ、産業振興課のところの農業使用料、この会場の農業研修センターについてです。決算額だけ見ますと、前回は41万6,000円程度、今回の決算が25万5,000円となっております。おおむね半分ぐらいになっているわけですが、この収入減となった原因があるのかどうなのか、これについて伺います。

（産業振興課長）収入が減ったと、使用料が減ったということですが、昨年12月より議会をこちらで開催しております。その関係で、第1、第2会議室についてはずっと議会事務局が使用、ここの集会室についても議会開会中の前後については議会のということで、一般貸し出しのほう非常に減っておりますので、その影響と考えております。以上です。

（大塚）お金を払っていない、もらっていないという理解でいいかと思いますが、そうすると当然12月中には、ことしじゅうには議会使用分が戻るというか、場所が変わるわけなので、農研センターの利用について市民の皆様もしくは以前の利用団体等にその周知をする、1月から従来どおりの利用が可能になると思いますというような周知をすることについては、検討はされていますか。

（産業振興課長）ここの施設につきましては、シルバー人材センターのほうに指定管理として管理業務を委託しております。通常申し込み等は、そこの入り口のところでっておりますので、そこに張り紙等をして、その辺の周知については行っていきたいと考えております。以上です。

（大塚）次の質問参ります。45ページ、市民課の雑入であります。先ほども他の委員から質問がありましたが、新館における広告放映料という

ことで、これ金額的には昨年との比較ではかなりの差がありますが、理由としては台数が1から3になったということで、それも理由になるのかどうなのか。26年の決算では15万3,000円程度、今回の決算が70万2,000円という、数字がかなり膨らんでおりますので、この増加の理由については再度確認をしたいと思います。

それからもう一点、現在広告を流したいといういわゆる利用する側、その方々も1社ではないと思うので、現在の希望数というか、エントリー数がもしあればあわせてお伺いをします。

(市民課長) まず、金額、決算額の差ということでございますが、昨年、実は27年1月から設置をしておりますして、実際広告を流したのは2月からでございます。つまり26年度は2カ月分しか入っていなかったということになりますので、月数の問題で差額が出たものということです。

もう一点、広告の掲載要望ということでよろしいでしょうか。掲載要望自体は、広告会社である長田広告さんのほうに直接申し込まれているようです。市民課のほうへは特にそういった要望等は入ってこないのですが、現在の流している広告企業数でいいますと14社。不動産と葬祭関係と自動車関係とということで、大体業種も限られてきているのかなということは広告を見ていてわかるのですけれども、実際広告の申し込み、放映の申し込みというのは直接広告屋さんに行ってしまうので、うちのほうは上がってきたものだけを見る形になります。したがって、その辺の把握はしておりません。でよろしいでしょうか。

(大塚) ちなみになのですが、現在の14社というのは民間企業という捉え方でいいのか、鴻巣市はそこに含まれるのかどうなのか、それについてはいかがでしょうか。

(市民課長) 鴻巣市は、逆に行政情報を7枠いただいております、流す時間というのを。15秒で7枠をいただいておりますので、そこで主に鴻巣市のお知らせということで載せさせていただいていまして、これは無料です。一般企業ということで先ほど言った14社に関しましては、NPO法人、それから株式会社、それと有限会社、医院等なので、一般企業と言っていいと思います。

以上です。

（大塚）わかりました。

続きまして、歳出になります。85ページ、やさしさ支援課のかかわる人権啓発事業についてです。昨日の説明の中で、27年の決算においては1月の17日につどいを開催したという説明がありました。そこで、この中の8節講師謝礼というのがあります。昨年26年の決算は15万円、今回は38万1,000円となっています。金額的にはかなり膨らんだ数字となっていますので、この内容について何か違いがあったのか、講師謝礼の額がふえている、そこが何に起因しているのか、その理由について伺います。

（やさしさ支援課長）人権啓発事業の一環として、毎年人権を守る市民のつどいを開催しておりますが、毎年講師の選定に迷うところなのですが、これまで、26年度までは講師の謝礼できるだけ低く抑えないと予算的に追いつかないという面がありまして、そこで地域人権啓発活動活性化事業の委託金ですか、これ上限20万と申し上げましたけれども、これをいただいて、それを上乘せしてもっと著名な方を招こうということで計画したわけなのです。それが27年度初めてのことなのですが、当初は時代劇「水戸黄門」でおなじみの高橋元太郎さんをお招きしようということで進めていたのですが、急遽健康上の理由でキャンセルが入ってまいりまして、ダニエル・カールさんにかわったわけなのです。それで催したわけなのですけれども、そういった関係で著名な方を招いたということで講師謝礼が上がっております。

以上です。

（大塚）確かに急遽演壇に立つ方がかわったということで、チラシなり変更の文書が出たのは覚えがあるのですけれども、実際には金額に見合ったような講演内容で、あとは参加した皆さんが確かに1度や2度はテレビで見たことある方なので、そこら辺の反応は実際どうだったか、もしおわかりになればお伺いします。

（やさしさ支援課長）先ほども話したとおり、当初高橋元太郎さんということで期待されている電話も入ってきたのですけれども、急遽そうい

った状況で講師の方が変更になりました。反応がどうかというふうには心配していたところなのですけれども、一言も苦情というものは入らなかったのです。ああ、よかったなというふうには思ったのですけれども。やはり人権について考えてもらう機会ですので、有名な方に来ていただいて、より多くの方に人権について考えてもらういい機会にはなったかなというふうに考えております。ただ、人数的な面でまだちょっとまざいなと思っているのですけれども、予想していたよりはちょっと少なかったのですけれども、ただ前回以上の効果はあったと思います。

以上です。

（大塚）それにあわせて、同じ事業の中で会場借り上げ料が14節で計上されております。数字をちょっと比較しますと、昨年との決算額では約半分ぐらいなのです。ことしが7万1,000円、去年が13万6,000円。いわゆる会場費だけの部分で捉えても半分になっておりますので、その理由があれば伺いをいたします。

（やさしさ支援課長）会場使用料の関係ですが、同じクレアこうのすなののですけれども、26年度までは大ホールを使っておりました。余りにも参加者が少ないということで小ホールに切りかえたわけなのです。それが27年度からということになります。それで、大が小に変わったということで会場借り上げ料も減っております。

以上です。

（大塚）わかりました。

続きまして、91ページ、市民税課のかかわる賦課徴収費庶務事業についてです。これは、この事業自体は、実際には一般的な必要経費、義務的経費と捉えておりますが、その中で8節謝礼というのが計上されております。決算額3万円ですが、普通の必要経費として行っている事業における謝礼の3万円、その内容がちょっとわかりづらいので、具体的にわかれば支払い先、またその内容、効果について伺います。

（市民税課長）お答えいたします。

この3万円につきましては、支払い先は関東信越税理士会上尾支部でございます。内容といたしましては、市役所税務相談という形で無料相談

を税理士さんに行っていた。事業としては、税理士会の事業でございまして、無料相談でございますので、市として謝礼として3万円。1人幾らということではなく、10回。4月から1月までの10カ月間、毎月1回、第2水曜に主にやっておるのですけれども、10回で、2月、3月は申告時期でございますので、税理士さんも忙しいものでございますので、10回で無料でやってもらいまして、3万円の謝礼を一括で支払っております。効果といたしましては、かなり個人的な、個人の資産の内容の相談が多いようでございます。特に相続税ですとか土地の譲渡の相談、こういうことが多いものですから、かなり市民税課の市の職員よりは相談しやすく、喜ばれていると考えております。以上です。

（大塚）効果はあるということですので、あわせて同じページの別の事業になりますが、市県民税、諸税賦課事業であります。ここにもやっぱり同じように8節謝礼として、ちょっと金額は大きいのですけれども、昨年とほぼ同額の決算となっております。改めてこれの支払い先、また内容について伺います。

（市民税課長）お答えいたします。

これにつきましても、支払い先は関東信越税理士会上尾支部でございます。この謝礼につきましても、確定申告の支援という形でございます。27年度決算では50人分、2万1,600円掛ける50人で108万円という形で支払いをしております。26年度は同じく2万1,600円、49名分で105万8,400円という形で支払いをしております。

以上でございます。

（大塚）そうしますと、この2つの事業をあわせて考えたときには、1年間を通じて専門の税理士さんのほうで年間を通じて、月によってばらつきがあると思っておりますけれども、市民からの税務相談等について対応してもらっているという、トータルで、事業は違いますが、年間を通じて対応しているという理解でよろしいか、その点を確認します。

（市民税課長）そのとおりでございます。助かっております。

（大塚）わかりました。

続きまして、ページ飛びまして、177ページ、環境課であります。既に別の委員からも質問が出ましたが、次世代自動車導入促進事業について伺います。今回の決算にはEV充電器の設置工事、15節に計上してありますが、26年の決算でも前の分の車と伺いますか、設置工事も付されており、あわせて公用車が2台、595万2,000円程度支出がされています。年度がかわったタイミングで、今度期間限定の無償貸与の車を合わせて3台になりましたけれども、少なくとも3台のうちの2台は既に1年以上実証済み、運行済みでありますので、一般的に電気自動車にかえるということは、ガソリン、軽油を燃料としないエネルギー源を持って、さらには余計な排ガス等も発しないわけですから、例えばCO₂の削減効果ですとか、当然ガソリン、軽油を使わない分だけ、電気とどっちが高いか安いかわかりませんが、その費用効果ですとか、そういった費用効果による比較というのをされているのであれば、購入した2台分、公用車の分だけでもわかれば伺いをいたします。

(環境課長) まず、CO₂の削減にどのぐらい効果があったかということですが、走行距離につきましては、先ほど金子委員さんのご質問にもありましたリーフが27年度約5,000キロ、ミニキャブが5,500キロを走行しております。電気で走行いたしますので、その走行をガソリン車にかわって電気で行ったということで、それに伴うCO₂の削減というのが比較できるわけなのですけれども、リーフにつきましては1年間で315キログラムのCO₂です。ミニキャブにつきましては、339キログラム、合わせて654キログラムのCO₂を削減したことになります。これはわかりづらいですけれども、杉の木、樹齢50年ぐらいの杉の木が1年間に吸収するCO₂で換算しますと47本分ぐらいに相当しますので、47本の杉を植林したのと同じような効果があるというふうに考えられております。

次に、削減の経済面の比較でございますけれども、ガソリンを使わずに電気を使ったということで幾ら差額があるかということなのですけれども、まず一般的に計算しますと、リーフでいきますと距離1キロ走るのに約2.4円かかります。それに比べましてガソリン車は、同じ1キロ走る

のに5.7円かかります。大体半分ぐらいの経費で走れるということになります。リーフにつきましては、約1万7,000円の経費の削減につながっております。ミニキャブにつきましては、走行距離が少し多いので、約1万9,000円の経費の削減。合計しまして約3万5,000円の経費の削減につながっております。金額には出てこないのですけれども、特にミニキャブにつきましてはひなちゃんのラッピングをして市内を走り回っておりますので、いろいろなイベントでも使用していただいておりますので、それによって市民の皆さんの目に触れることもかなりありますので、そのようなことで効果はかなり出ているものと考えております。

以上です。

（大塚）公用車ですので、残念ながら我々はハンドル持つことができないのです。黙って乗ってしまえばいいのですけれども、そうもいかないので。運転をした状況、感覚としては良好なのでしょうか、どうなのでしょうか。それをちょっと伺いますが。

（環境課長）きょうもリーフで私来たのですけれども、初めて乗ったときの感覚なのですけれども、私も車が好きなのですけれども、初めて乗ったときはリーフの外見から判断しましてそんなに速そうではないなと、ちょっと鈍くさい感じがするので、どんなのだろうと思ってアクセルを踏んでみてびっくりしたのですけれども、今まで乗った車の中で一番加速がよかったです。それと、もちろん静かですし、非常に快適です。ガソリン車のように低速だと力がなくて、高速にいかないと力がないとかということもなくて、発進のときから力ががっと出ますので、すごく快適です。ただし、リーフにつきましては走行可能距離が約180キロぐらいしか走れないので、県内の県庁に出張とか、その程度であれば心配は要りませんが、ちょっともう少し遠くまで行く場合には走行距離がやっぱり気になってくるところでございます。

以上です。

（大塚）環境に優しい、さらには経済的にもエコということであれば、これから普及される可能性が高まるのかなと思いつつ、先ほど他の委員から質問で、これから両支所等にも設置をしていく方向だと。ただし、

今のところ公用車のみが対象で、一般への公開というか、はこれからかなというお話だったと思いますが、もう既に川里支所のすぐ近くの方で購入された方がいて、あそこに充電器があるといいのになというのがちらっと聞こえてきたのでお伝えをして、次の質問に行きたいと思います。続きまして、187ページです。同じく環境関係ですが、生ごみ処理機購入費補助事業ですが、ことしの件数等についても既に答弁がありました。電気については、昨年が29、今年が4つ減って25、コンポストについては7から8で1つふえています。それから、EMボカシは8から5ということで3基ほど減っているということでしょうか。ことしの件数がわかったのですが、補助金を出しているのだから、本来は購入した後、本当に皆さんがその後まめに使っているのかどうなのか。いわゆる事後調査というのを私はしているのかどうなのかわからないので、購入したはいいいけれども、おっくうで面倒で使わずに、それこそ隅のほうに追いやられて、場合によると粗大ごみに出してしまうともったいないという気がするのだから、あえて伺いますが、過去において補助対象者に対してその後の調査を行ったことはあるのか、それについてお伺いをいたします。

（環境課長）アンケート調査は、過去に平成24年度に実施をいたしました。対象は、平成23年度に補助金を交付させていただいた方50名を対象として行いました。44人の方から回答がございまして、まずその内容を少しご紹介いたしますけれども、複数回答ですけれども、まず購入した理由をお伺いしましたところ、ごみを減らしたいというお答えをした方が78%、補助制度があったから購入したというふうにお答えした方が43%、環境に配慮して購入しましたというお答えが46%ございました。次に、使用頻度についてでございますが、ほぼ毎日使っているという方が46%、週に3日から4日使っているという方が17%、週に一、二回という方が15%でございました。ほぼ毎日という方が46%ですので、やはり購入していただいた方、かなりの方が使っていただいているというふうに考えております。

以上です。

（大塚）数年に1度でいいので、これからも購入後、補助後の調査につ

いてはできる範囲でやるべきということを申し上げて、次の質問に参ります。

続きまして、189ページであります。同じく環境課であります。資源物収集運搬事業の中の8節報償金について伺います。事前の説明、他の委員の質疑の中で、この報償金については集団回収をやっている人たちが対象ですという答えがあり、自治会数でいきますと自治会は昨年と同じ242自治会、これは数に変動ありません。それ以外の団体ということで、昨年のときは65団体だったのが今回は63団体、2団体減となっております。あえて伺いたいのは、63団体はそれぞれ3地域、鴻巣、それから吹上、川里、その合計が63だと思いますが、地域ごとの団体数がわかればお伺いをいたします。

（環境課長）鴻巣地域が41団体、吹上地域が16団体、川里地域が6団体でございます。

（大塚）今41、16、6という数字がわかりました。鴻巣は、当然世帯数も多いので、いろんな団体によって工夫をされて多分取り組んでいらっしゃると思うのですが、例えば吹上、川里はここの市役所の本庁、今本庁の新館2階に、窓口としてはあそこにあると思うのですけれども、あそこに行って相談やら要望やらというのも当然あると思うのですけれども、私はどっちかというところと身近なところということで、それぞれの支所にこんなことはどうなのとか、いろんな相談なり要望が来ているのではないかなと思うのですが、できましたら吹上、川里両支所でごみ収集とか資源収集に関して問い合わせ等があればその実態についてお伺いをしたいと思います。いかがでしょうか。

（吹上支所副支所長）それでは、吹上支所からご説明申し上げます。収集日やごみの分別に関する問い合わせ、あとたまにごみの収集がされていないよとか、そういった連絡はございますけれども、ほかの苦情、トラブル、ごみの集積所に関するトラブルは現在ございません。以上でございます。

（川里支所副支所長）続きまして、川里支所のほうからご報告をいたします。

川里支所では、ごみ集積等の要望につきましては、地域グループのほうで対応してございます。まず、日常の窓口での要望と問い合わせの状況についてでございますが、電話や、あるいは市への来庁によりまして、粗大ごみの出し方であったり、あるいはごみの分別の方法等につきまして問い合わせがございます。また、集積所に自分の出したごみが、分別の仕方が悪かったのでしょうか、ちょっと未回収であったとか、そういった問い合わせ、質問であったり、新住民の方から集積所の場所がちょっとわからないのだけれども、教えてもらいたいと、そういったことの問い合わせもございます。また、支所で不明な点につきましては、環境課のほうに速やかにつなぐような対応を心がけてございます。

次に、ここー、二年の間の地域内への集積所等の設置の要望等の状況でございますけれども、新規の要望につきましては、地域の方からここー、二年では1カ所支所のほうでは把握してございます。支所のかわさと館、川里支所の敷地内の西側の現商工会の川里支所の近くでございますが、公道に面して1カ所、ここー、二年で設置した（P.98「ごみボックスの交換があった」に発言訂正）経緯がございます。また、修繕等の要望につきましては、ネット等の要望が、川里地域で1カ所ございました。今後も環境課と連携をいたしまして、支所に要望があった場合には対応してまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）支所の状況もわかりましたので、ちょっと同じ事業名の中で別の項目で質問をいたしますが、節でいきますと23節に払戻金というのがありまして、これがことしの数字が4万円、去年の数字が、ちょっと半端なのですが、2,755円という金額であります。これ発生した理由等について……4万90円ですか、失礼しました。この中身について伺います。

（環境課長）こちらにつきましては、粗大ごみの処理券を販売店で扱っていただいているのですけれども、その販売店さんのほうで何らかの理由で店を閉めてしまうとか、粗大ごみの取り扱いをやめたいとか、そういう申し出があった際に在庫として持っているものに関して返金をさせていただくと、そういったものでございます。ちなみに、平成27年度は

2件の取扱店さんから申し出がありまして、返金をしております。
以上です。

（大塚）今粗大ごみの券の返金分ということで、買い戻しというのですか、返金というのですか、これは近年多いのですか、それとも27年の2件というのはまれな話なのでしょうか。そこら辺はどうでしょうか。

（環境課長）きちっとした数字では申し上げられないのですが、粗大ごみのほかにし尿処理券も同じようなスタイルで販売店にあらかじめ買って在庫を持っていただいて売っていただくというのをやっているのですが、そちらも同じようにもうちょっとできなくなってしまったという申し出をいただいている事例がございます。27年度は2件なのですが、平成26年度は1件でございます。

（大塚）わかりました。

続いて、部門がかわりまして195ページ、農業委員会の事業で、農業委員会運営事業であります。19節視察研修負担金が計上されておりますが、過去の記録でいきますと、24年は参加25名、25年度も同じく25名、26年度が27名の参加との答えが記録ありました。改めまして27年の決算の内容とその効果について伺います。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）それでは、平成27年度の視察研修の内容ということでございますけれども、静岡県裾野市の農林振興課に遊休農地対策の状況とそのまた解消に向けての状況を視察しております。それと、同じく神奈川県三浦市、農業協同組合において、三浦野菜のブランド化での野菜の生産と農地の有効活用についての研修をしております。

以上です。

（大塚）農業委員さん自体は、限られた人数でありますので、研修して見聞きしたこと等々については、その後どんな形で農業関係者、従事者に生かされるのか。もし具体的な例があればお伺いをいたします。

（環境経済部副部長兼農業委員会事務局長）いずれにいたしましても、農業に関してのベテランの農業委員さんでございますので、私平成18年、合併以降の視察地の一覧は持っているのですが、それぞれいろんな視察

地を視察しておりますけれども、それぞれその時代の農業関係の問題につきましての先進地視察というふうなことで、いわゆる農業委員さんにつきましては視察が農繁期でない、秋口で行けないというふうな形から、年明けの一、二月に実施しております。どうしても視察地が温暖な視察地を見て回っていただいているというような状況で、偏った視察地になってしまっているのですけれども、どっちにしても農業委員さんのほうの意見等、視察地の視察をした後の話を聞いたり、地元の農家さんなんかにはこういう状況で視察に行ってきたというふうなことで農家の代表で農業委員さんございますので、いろんな形での先進地の状況等については、花から野菜からいろいろ、遊休農地対策とか多面的機能の関係とか、いろいろ制度の先立ったものの先進地を見ていただいておりますので、それぞれ地域の農業の方に対しましていろんな形での研修後の報告等はしていただいているような状況になっていると思います。

以上です。

（大塚）わかりました。

続いて、205ページ行きます。205ページ、産業振興課の商工総務費庶務事業の中で、19節商工フェスティバルへの負担金が計上されております。具体的に商工フェスティバルに負担をすることによる事業効果、いわゆる費用効果についてはどのように捉えているのでしょうか。

（産業振興課長）商工フェスティバルにつきましては、平成25年度より従来の鴻巣市産業祭、農業のほうと一緒にやっていたものを分離した事業となっております。商工フェスティバル単独の開催ということで、場所のほうも以前は鴻巣の体育館、そこで行われていたものをエルミこうのすセントラルコート、エルミパーク、あと市民活動センターですか、3カ所を会場といたしまして、商工業製品の展示等、今まで工業部門の展示等は産業祭のときはできなかったのですけれども、その辺も始めております。セントラルコートということで、通常の固定客だけではなく、エルミこうのすを訪れる方、多くの市内の方にそういう市内でつくっております商工業製品を知ってもらうことによって、ふだんは目にできないものを知っていただくことにはすごく役立っておると考えておりま

す。また、会場を回ってスタンプラリーのような形をとっておりますので、そういう形で3会場、ちょっと分かれてしまっているのですが、その辺の効果は上がっていると思っております。

以上です。

（大塚）これから継続的に将来に向かって毎年積み重ねていく事業であります。一部の評価であります。人の集まりがどうなのだろうかということもちらちらと聞こえてきたりするものですから、今後に期待をしたいと思えます。

最後、残り2個になりました。213ページの観光戦略課、観光振興事業の中の19節負担金、これは2つの協議会へ負担がしてあります。1つは外国人観光客誘致推進協議会へ5万円、もう一つは新宿三井ビル出店のほうへ54万円、それ2年続けて同じ金額となっております。伺いたい内容ですが、例えば外国人観光客誘致の協議会に5万円を出して、どんな見返りというか、効果があるのか。また、もう一つの三井のほうは、これ出店対象で鴻巣も出向いているとは思いますが、54万円の負担をすることによってどんなメリットにつながっているのか、その中身、効果について伺います。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）まず、外国人観光客誘致推進協議会の負担金5万円でございますが、こちらの5万円につきましては、これ県の観光課に事務局がございまして、外国人向けのパンフレット等をつくるための費用に充てられているのと同時に、あと近年台湾からのディベロッパー等を誘致、県が進めていまして……エージェントです。そちらのほうに費用を充てているというような関係です。実は埼玉県は、非常に外国人に何か人気がないようで、それをやはり少しでも知名度上げるためにそういったパンフレットをつくって、これから来たる東京オリンピックに向けてPRしていきたいということがあるようです。

それと、次の新宿三井マルシェの負担金54万円でございますが、これにつきましては27年度で一応終了になりましたけれども、この54万円負担金を払いまして、三井ビルの一角をお借りして、びっくりひな祭りのときに使っていますひな壇の一部をこちらに飾って、なおかつ花の装飾を行

いまして、ひな人形と花のまちの鴻巣のPRを2カ年にわたってやってきたという実績がございます。実はこの前は、霞が関ビルのほうで同じマルシェをやっています、中身的には同じような内容でやっていたけれども、特に新宿の三井マルシェのときに初めてひな壇を飾らせてもらいまして、これはすごく評判がよかったようです。

以上でございます。

(大塚) 外国人向けのパンフレットの作成費にも一部回っているということですが、鴻巣はそれをどのように利用しているのかが1点。

それからもう一つ、27年で三井のほうは終わったということですが、54万円を支払ってでも、いわゆる負担してでも効果があるということであるならば今後次の一手を探さなくてはいけないと思うのですが、今一部出ましたけれども、今後についてはどのようにお考えかを伺います。

(環境経済部参事兼観光戦略課長) 外国人向けのパンフレットは、鴻巣市にも来ております。観光協会等で一応配布を行ってまいりまして、今年度も4月当初に参りました。

それとあと、三井マルシェの後の事業ということでございますが、この事業につきましても非常に賛否ありまして、負担金が何しろ54万円ということでかなり費用がかかる。なおかつひな壇を飾ったり、花の装飾をするのに、それもかなり、100万円以上のお金がかかるというところで、かなり費用対効果の面でどうなのかということには正直ございました。そういう中で、費用かけずにもっと効果を上げる方法はないかということを探しているような状況で、その中の一つの事業として、今品川の日本総研、大崎の日本総研のビルで、今回4月と、それから8月、2回、鴻巣の観光と物産のPR事業を行ってまいりました。できれば上野駅、あるいは東京駅等のターミナルを使って鴻巣のPRをしていきたいというようなことで一応担当課としては考えております。

以上です。

(大塚) 最後の質問です。新館の2階にあって、比較的静かな事務フロアというふうに私は理解をしているのですが、具体的にやっていること

はおおむね理解をしているのですけれども、なかなかそこに訪れた市民の方がどのような相談で来られて、どんな内容をしているのかよくわからないので、この場でちょっと伺いたいのですが、資産税課の窓口というのは具体的に市民の方がどんな用事で来られて、どんな対応をしてというのがもし、ざっくりでいいので、主な部分だけわかれば教えてください。

（市民部副部長兼資産税課長）資産税課のまず窓口では、証明としては評価証明、土地家屋の評価証明、あとは納付書を出しますので、課税についての疑義であるとか、あとは相続が発生しますと相続人を誰にしますかということや相続人の指定届を、相続が決まるまでは固定資産税の納付書をどなたに送ったらいですかということや、それにあわせて資産のその後の相続をどこに移すのか、法務局をご案内したりということの相談業務をやっております。あとは、新築家屋の調査、当然新築しますとやっていますので、その連絡をして、実際窓口で見て予約をしていく方もいらっしゃいますし、ほとんど電話対応ですが。あとは調査に、土地の現況を見て、納税者と話して、納得いかない方は来て粘り強く課税の説明をさせていただいております。

（大塚）確認ですけれども、税に関する部分なので、ゼロではないと思いますけれども、大きなトラブルはありませんが、多少時間をとったりする、いわゆる最終的なゴールにたどり着くまで、両者の合意という意味では、そういったイメージで業務が進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

（市民部副部長兼資産税課長）基本的に、固定資産税の最後ご納得いただけない場合は、固定資産評価審査委員会に申し出になるのですけれども、ここ25年、26年、27年、また幸い今年度も、4年間一応ゼロということで、納税通知書を出しまして、ちゃんと課税明細もつけておりますので、やはり家屋を壊したのをこちらに連絡いただけないとわからない部分があるので、それに伴いまして家屋がないと土地の税金が、住宅があると土地の税金が安くなったりする、軽減とかがございますので、その辺で家屋がない、申請して家屋は下がるのだけれども、土地が上がっ

てしまうとかというケースもあってご納得いただけない。それは、当然法ですので、差し引きでご納得いただいて更正していただいて、最終的には審査申し出等、評価についても今土地が比較的、維持またはちょっと下落傾向で、土地についての価格についても特別に苦情を受けたりすることはございませんので、その点は大丈夫だと思います。

以上です。

（大塚）終わります。

（加藤）では、私からも何点か。前任の方々からいろいろと質問出たので、重複も一部あるかもしれませんが、確認の意味で聞かせてください。

まず、市県民税の賦課徴収のところですか。賦課のところですか。それで、鴻巣市というのは合併前では吹上、それと川里町あったわけですがけれども、上尾市の税務署からやっぱり距離感が多少ある地域です。それなので、鴻巣のところで申告をしたいなという地元の方は多いかと思います。そういった上で、人が多く集まると思うので、待ち時間なんかも多くなってしまうのかなと推測するのですけれども、そういったところを解消するのに近年どのような工夫をされているのか、あったらちょっとお示しいただきたいと思います。

（市民税課長）お答えいたします。

待ち時間解消のためには、基本的に大きな対応はなかなか難しいところがございますけれども、紙の申告を電子、パソコンで打ち込みまして作成ができるようになりましたので、申告支援システムが入りましたので、これに基づいて非常に待ち時間、1人にかかる時間は減少したという形で認識しております。

以上です。

（加藤）市民税の課内でいうと職員のマンパワー数も限られていると思うのですがけれども、その辺は経験者などをいろいろ頼りながらも、職員なんかの経験のある方頼りながらもやっているというのを今もやられているのでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

やはり現在いる現有の職員だけでは申告時期は乗り切れませんので、市民税課を出られましたOBの方に支援を依頼しまして、協力を得て申告を乗り切っている状態でございます。

（加藤）鴻巣のところで申告に来られる方、一般的には例えば医療費がとしかかりましたとか、あるいは住宅取得したので控除がありますというような申告が、よくよくある話かなと思うのですけれども、それ以外にも事業所得であったり、農業所得であったり、あるいは譲渡所得などもこれはたまに発生するわけですけれども、その辺の申告種類の中で、鴻巣のほうで受けられるもの、あるいは鴻巣では受けられないので、上尾のほう行っていただけますかというようなものの切りわけというのは、今どんな感じになっているかちょっと教えていただいでよろしいでしょうか。

（市民税課長）お答えいたします。

基本的に住宅取得控除、土地の譲渡、これに関しましては、あと事業所得、通常大きいものが多いのですけれども、これにつきましては税務署のほうを基本にご案内しておるところでございます。ただ、どうしてもご高齢の方ですとか、なかなか上尾税務署が遠いので行けないという形で相談を受けながら、窓口で実施していかれる方もいらっしゃいます。ですから、基本的には窓口でご相談は受けております。ただ、譲渡につきましては、ちょっと難しいものはございますので、必ず上尾税務署のほうへご案内をしているところでございます。

以上でございます。

（加藤）今おっしゃった中で、住宅取得のほうは、もう一回確認です。市で受けられるのでしょうか、それとも税務署を推奨されるのでしょうか。

（市民税課長）基本的には、住宅取得控除も毎年のように制度が変わっております。ですから、逆に市のほうで受けると、一月違うだけでも制度が変わってしまう場合もございますので、ご案内は新規で受ける場合には税務署でお願いしておるところでございます。継続の場合には、前年のものが、控えがございまして、それに基づいて計算するだけでござ

いますので、窓口でお受けすることもあります。

以上です。

（加藤）わかりました。

それでは、これも若干ちょっと重複する部分があるのですがけれども、滞納整理のところでは、先ほど大塚委員のほうからも若干質問あったと思うのですがけれども、先ほどの発言の回答の中で、滞納されている方、そこには丁寧にやっていくのですがけれども、その記録などをきちんととって、きちんと連続性を持ってということがありました。また、人によっては税を払いたくても払えないシチュエーションになってしまう方、あるいは払えるのだけれども、そういう方、その見きわめがすごく重要だと思うのですがけれども、そうすると先ほどの記録をきちんととっているという中で、例えばある年度の後半戦に滞納が発生して、担当していた2人組が異動をしてと。そして、新年度になってまたその方に携わる方が、新しい職員の方がやるとしても、課内の中で今までの過去の議論、記録というのがきちんと読み込まれて、それでもって組織でもって、あ、この人はこういうふうな処分しなくてはいけないね、あるいはこういうふうの様子を見てもうちょっと丁寧に接してみようねみたいなところが、きちんと判断基準が一律になってできているということによるのでしょうか。

（収税対策室対策室長）先ほど申し上げましたように2人1組ということでペアで動いていて、異動があっても必ず、とにかくもう記事としてはどんな小さなことでも必ず記録しろということで徹底をしております。それとあと、やはり窓口でもう大体、申しわけないですがけれども、常連客とか態度のちょっとおかしい方とか、そういった方については必ずもう全員で聞き耳を立てて、私を初め全員で聞き耳を立てて、必ずちょっとおかしいなと思えば、助け船と言っただけではおかしいですがけれども、必ず出て行って、女性が嫌な人、男性が嫌な人とか、またいろいろいるのですがけれども、その時々に応じて必ずフォローに入るような形で、問題がある方については担当の中で必ず報告をし合って、相談をし合って、次の方策といいますか、対策を立てて臨むように統一しております。

以上です。

(加藤) 今いろんな方がいらっしゃって、全体として対応していると。それと、特にいろんな方が来て、その中には本当に机たたく方とか、それでたたいて何とかしようという方も出てくると思うのです。それなので、そこに配置される職員のマンパワーとかポテンシャルってとても重要ではないかなと思う。どの方、どのセクションにおいてもそれは重要なのですけれども、特にそういうポテンシャルを持つ方がバランスよくいることが必要だと思います。非常に強い相手にはきちんと毅然とした態度で臨めるエネルギーと、そういった克己心といいますか、そういったものを持っているとか、あるいは寄り添う形のもの、それは女性のほうがいいのか、男性のほうがいいのかわかりませんが、そういった要素、両面を持っていますので、そういう意味でチームとしていろんな特徴を持って、それがまとまれる形がいいと思うのですけれども、その辺はやっぱり毎年人事のところ職員課のほうにも、今こういうところでこういう部分が不足しているから、こういう人をということはやっぱりやられているということによろしいのですか。

(収税対策室対策室長) 要望としては、常々させていただいております。やはり年齢的なバランスもありますし、ベテラン、中堅、若い人、やっぱり若い人だとどうしても対応が、血の気というか、正義感というか、その辺の部分で、白黒はっきりさせたいという若い人もいますので、そこには中庸といいますか、優しい人がまたそこで行って対応するとか、そういった臨機応変な対応をするためにはやっぱりさまざまな、いろんな性格を持った人が配属されていたほうが、これはもう組織として一番成り立っていくと思いますので、常々その辺のところは要望していますが、実際のところなかなかその辺のところは難しいということになっています。ただ、これは人数的なものは余り言いたくないですけれども、やっぱり同じぐらいの自治体の規模に比べると3人から5人ちょっとうちは少ないということで、もっともっと、もう少し、例えば短期間でもいいですから、3年スパンとか5年スパンでいいですから、少し人数を投じていただければやはりもっときめ細やかな対応はできるのか

なということで、一応担当としてはちょっと思いを言わせていただきます。

以上です。

（加藤）本当に難しい局面がある部署の一つだと思いますので、今ご発言、3人、5人少ないかなと、短期間でもというようなところがありましたので、私も注目して見てまいりたいと思います。

では、そのほかのところでも質問を、あと2個、3個だけですけども、行きたいと思います。確認の意味なんですけれども、ページでいいますと207ページに飛びます。207ページのまずは一番上です。小規模企業指導費補助金、これが915万3,000円です。これというのがどんな感じのお金の使われ方をしているのか、ちょっと確認させてください。

（産業振興課長）小規模企業指導費補助金でございますが、同じページの工業のほうにも同額がございます。これにつきましては、商工会の指導員のための補助という形になっております。商工会の職員、ほとんど指導員の資格持っているのですけれども、その方たちの補助という形です。ですから、商工会に補助するものということになります。

（加藤）そうすると、その商工会の方がおおむねそういった指導できる資格というか、経験も持っているということで、その方々に対する補助ということによろしいわけですね。

（産業振興課長）個人的にというわけではなくて、商工会が指導員を、人件費というか、指導員を結局抱えますので、その部分の補助というような形になります。

（加藤）わかりました。

では、そのちょっと下です。また中小企業（商業）融資事業、中小企業融資制度預託金ですか、780万円、これというのは、ちょっとよく私わからなかったのですけれども、そもそもどんな感じの制度でしょうか。

（産業振興課長）これも実は商業と工業両方に780万円という項目がございます。中小企業の融資事業として、融資の完済者に対する利子の補給、運転資金や設備、近代化資金の融資のための金融機関に対する預託金になっております。ですから、これが年度末に歳入のほうで1,560万という

形の戻し入れというような形になっている制度でございます。

（加藤）一般的に事業を始めたりする場合に、例えば銀行から借りようかなとか、あるいは起業する場合だと政策金融公庫とかございますよね。それとはまた別のものだと思うのです。それは、では事業者の方がどこに申請に行くわけでしょうか。

（産業振興課長）この制度につきましては、平成18年の8月に融資審査会を開いたきり、実質的には融資の実績が今ありません。手続について、これについては期間を要するため、県等の融資制度の活用が現在は主流となっております。こちらでの申請というのはここ10年近くない状況になっております。

以上です。

（加藤）済みません、お話聞いていてちょっとわからなかった部分あるのですけれども、県等のと、県が入ってきた時点で頭がちょっとこんがらがってしまっているのですけれども、これはでは県のほうに相談窓口があって、それで県に行って、それいいのではないかという話になったときに市のほうに回ってくるという話でしょうか。

（産業振興課長）済みません。ちょっと言い方がおかしかったのかもしれないです。産業振興のほうに申請していただきまして、融資審査会というのを開いて、それが妥当であるかということをやりますが、近年、先ほど申し上げましたとおり、県のほうの事業でも似たような事業がございますので、そちらのほうスムーズに何か進むようでございますので、市のほうの資金というか、この制度を使ったのが過去10年ぐらいないということでございます。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）私、前々任者で。この制度につきましては、市の融資制度ということで、各預託金、預託してあります金融機関に直接事業者の方に申請をしてもらいまして、それから融資審査会を開きまして融資を決定します。どうしても融資審査会を経ますので、タイムラグが大分ありますので、すぐにすぐ融資ということになりませんので、なかなか利用が今ないという現状がございます。それに比べて、今国の制度でセーフティーネットという制度がありまして、そちらのほ

うは割と早くおりますので、そちらを利用するのが、私がやったときもかなり多い状況でした。今もその制度は存続しているかと思えますけれども、ただ以前ほどではないかな、今は。

（加藤）今のお話から、例えば担保をとらないとか、金利が低いとかということであれば、多少まどろっこしいことがあっても、地域の方で使いたい方は存在してくるのかなと思うのですけれども、そういった他の制度含めて担保をとらない、金利という面でアドバンテージは特にはないのですか。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）実際市の融資制度よりもセーフティネット等のほうが利率は低いのです。

（加藤）了解しました。

では、最後確認です。ページでいいますと、209ですか、209ページの中で以降で、花と音楽の館かわさと、拡張事業されました。それで、それが拡張されて期間が多少過ぎましたけれども、そんな中でオープンして大きくなったわけですけれども、その辺の効果とか、あるいは感じているもの何かあったらちょっと感想を教えてくださいと思います。

（環境経済部参事兼観光戦略課長）今回の3月いっぱいまで拡張工事のほうは終了しまして、4月から正式に稼働した施設でございますが、まず1つは、別棟ということで地場産センターと、それから地域食材ふれあい工房というものを増設をいたしました。その中で、地場産センターにつきましては、以前に比べて大分広がりまして、面積にして約58.8平米ということでかなり広くなりました。そういう中で、以前とはまた違った品ぞろえができてきてまして、大分お客さんもかなり多いようなので、その辺は一応設置者としましても安心してるところです。

それとあと、地域食材ふれあい工房につきましては、ここはふれあい工房ということで、体験工房ということで、食材に関する体験講座等を実施するために使うと同時に、そばを提供していこうということで設置したわけですけれども、なかなかそばを提供するためには準備、そば打ちの職人さんを養成したりですとか、あるいは機材をそろえたりとか、そういったことがまずあります。そういう関係で、当面の間はカフェとい

うことで今営業しているところでございます。庭園の部分につきまして、バラの庭園を大分広げまして、その中でオーナー制度を設けて、1口1万円でオーナー制度を設けました。そういうところで市民の方にもそういったオーナーになっていただいて、花久の里に足を運んでいく機会をふやしていくような事業展開をしていますので、今後そういったことを礎にして、さらに花久そのものが発展していくものというふうに考えております。

以上です。

(加藤) 了解いたしました。

以上で質問終わりにします。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 最初に、部落解放運動団体へ393万8,300円の補助金が出されました。同和事業は、33年間に16兆円の国段階での事業費が出され、さらに国民的努力で同和地区もなく、社会的交流も進み、実態もなくなっています。仮に心ない人の部落差別行動があったとしても、法律で抑えつけるのではなく、話し合いと合意が大事です。部落差別をなくすためには、同和行政や同和教育を一切やめ、人権が尊重される住みよい社会へ進むべきです。

次、稲作、農業関係で反対討論を行います。本市の農業では、耕作面積が0.5ヘクタールから2.0ヘクタールの方が70%となっています。就業人口のうち70歳以上の方が51%と、小規模、高齢化がその実態です。政府は、稲作に最も有利な米価変動補填交付金も廃止しました。かつて食糧制度のもとで再生産できる生産者米価と物価の安定に寄与する消費者米価が保証されてきました。毎年77万トンもの輸入米を導入し、また国民には減反政策を強要し、瑞穂の国で米をつくるなど農家の皆さんを嘆かせてきました。大型農家優先の農政ではなく、今日の本市の実態に見合った小規模経営で成り立つ農政とすべきです。また、今日の技術革新の中で都市近郊農業として積極的に取り組める事業へのチャレンジで市民

生活に寄与することも望みたいと思います。

観光面では、213ページを見ますと、観光協会には1,150万円、観光振興事業には1,218万円、産業観光館管理運営事業には2,442万円、鴻巣御殿御参行列1,200万円と、1,000万を超える事業費が投下をされています。鴻巣市の中山道の商店街を見ますと、仲町商店街を最後に、商店街は解散をいたしました。お店はあいていますが、お客さんは少なく、元気なのは大手のチェーン店の出店だという以外にありません。町なかの重要な駅前場所もどんどん有料駐車場になっていて、商売をなさっている方は商売よりも駐車場で稼いでいるなどと言われている事態は、本当に胸が痛む思いがします。

また、観光業界でいつも人数がターゲットになっています。何人集まるかということで成功したということになってはいますが、私たちの血税を投じるわけですから、元来ターゲットになるのはあくまでどれだけ稼げるかであって、人数ではないと思います。何万人集まっても、お金を使わないで、ただスーパー、コンビニあたりで何か買って帰るというのでは、とても民間企業であれ、地域の振興にはならないと思います。達成目標にすべきは、1人当たりの支出、あるいは単位面積当たりの売り上げなどであるわけです。集客数を掲げること自体、地域の発展とは相入れない面もあると思いますので、観光に関しては一考を講じていただきたいと思います。

以上3点を指摘し、反対をします。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(羽鳥) それでは、平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、所管する歳入歳出について、賛成の立場で討論を行います。

歳入におきまして、市税においては平成26年度と比較して収入率が向上し、収入未済額、不納欠損額ともに減少しておりまして、徴収に向け大変努力が行われたということで評価できます。

また、歳出におきましては、観光事業におきまして、大きな目玉として鴻巣御殿御参行列の開催が行われ、また約2億円の大きな額を投資し、

花と音楽の館かわさとの拡張事業が行われました。

また、環境事業にも公共施設において努力がなされ、LEDの導入も適切に行われまして、全体の半数の設置が行われました。

プレミアムつき商品券の支援事業のほうも約1億9,000万円の補助が行われまして、商工の発展に大きく寄与されていると思います。

また、農業分野においても、国の多面的機能支払交付金事業も円滑に導入されまして、それをもとにその他用排水の管理も適切に行われ、農村環境は適切に維持されていることに尽力されたことに大いに評価をし、賛成の立場で討論をいたします。

以上です。

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（金子）議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち、市民環境常任委員会の所管する歳入歳出について、賛成の立場から述べさせていただきます。

平成27年度における歳入については、通知カード、個人番号カード交付事業等の国庫補助金や県補助金など積極的に活用し、確実な収入確保を図っております。

また、歳出については、先ほど羽鳥委員からもお話がありましたけれども、賛成の立場でお話がありましたが、花と音楽の館かわさとの拡張工事を行い、無事完成させたこと、またそれに伴う来場者の増加、また鴻巣御殿の御参行列開催事業など、スポット的な事業も無事行われ、非常に有意義なものでございました。

また、各種事業としまして、例年事業となる事業については、所管事業については積極的に行われ、適切に実施されて、それに伴う支出も適正に行われております。

歳入歳出の数字を見てもと、説明を受ける中でるる説明がありましたけれども、質問と回答により確認することができ、これも適切に行われていると思います。

よって、将来を見据えての適切な事業がなされておると判断されますことから、賛成とするものです。

以上です。

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 平成27年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

次に、市民環境常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

市民環境常任委員会の視察研修について、日程は平成28年10月11日火曜から13日の木曜の3日間、視察先、視察項目については、熊本市、熊本地震の概要について、鹿屋市、ばらを活かしたまちづくりの推進事業について、日南市、テナントミックスサポート事業についてとし、実施したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、市民環境常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことを決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時30分)



(開議 午後3時45分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

川里支所副支所長より訂正の申し出がありましたので、許可いたします。

(川里支所副支所長) それでは、貴重な時間を大変恐縮です。1点訂正させていただきます。

先ほど大塚委員さんからの資源物の収集に関するご質問で、川里支所へのごみ集積所等の要望、問い合わせについての発言の中で1点訂正させていただきます。ごみの集積所の新規設置につきまして1カ所あったということで、川里支所敷地内にございます西側の商工会議所に隣接した場所に1カ所ごみ集積所が新設されましたというふうにお答え申し上げたわけですが、実際は新規設置ではなくて、既存の集積所のごみの箱を交換したということで、ごみボックスの交換が1カ所あったということで訂正をさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句、その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、副支所長、どうぞ退席してください。

それでは、花プレゼント条例制定の調査等について、意見交換を行いたいと思えます。

まず、この間8月末までにこの条例について、当初の最初に出したのものより少し変えたほうがいいのかというご意見がありましたので、2人の方からこの条例案を書いていただきましたので、お手元にあると思うのですが、それ1人ずつちょっと、どこを変えたのか、どこが特色あるのか、ちょっとお話をさせていただこうと思えます。

(加藤) 鴻巣市花のまちづくり振興条例、こちらのところなのですが、8月末までに何かあったらということで宿題があったかと思えます。私の中では、いろいろ全国の中で特産品などを生かして、それを振興するようなものがないのかなといろいろネットで調べている中で、ちょっと草加煎餅のところであらうといったものがありましたので、それを参考にしたいということです。

その中で、以前のたたき台の中では定義ということで、市民とはどうい

う人とか、事業者はどのような人という部分がなかったなと思って、それを（２）のところで定義を入れさせていただきました。それと、前回花組合の歴代の組合長さんなどのお話し合いの中で、プレゼントというところに狭めず、もうちょっと広目のところで、例えばプレゼントであればプレゼントを事業の中で、こういうのもある、あるいはこういうのもあるというふうに幅を持たせていただきたいというようなお話がありましたので、ちょっと私の案の中ではプレゼントというようなものは入れてはいなかったのですけれども、こんな形にしました。

市の役割のところ、一番下ですけれども、市の役割のところについても、既に今インターネットとかホームページの中で市内外にお示しする努力はされていると思うのですけれども、これからオリンピックとか、それを踏まえての花をもうちょっと振興していきたいというのがあるので、それを情報、国内外に広く発信していくというのを入れてみたところでは。

その上の事業者の役割のところは、余り重いものを入れていただくというようなことも前回、前々回の話の中で出てきたので、本当にこれは何をやるのみたいなどころでもあるのですけれども、普及促進に関する取り組みについて、積極的に参画し、協力するよう努めるという形で、本当に大まかな表現にさせていただいたところでは。

とりあえずの意図としてはそんな感じでございます。

（委員長）ありがとうございます。

では、もう一つの、大塚委員。

（大塚）私の場合は、気になったところだけを修正した形で作ってみました。目的から最後の部分までの中では、花という表現をもう具体的に鉢花というふうに入れかえました。鉢花のほうがイメージしやすいかなというのが理由です。

市の役割の中では、その鉢花を具体的に商品、景品として提供するということを文章化してみました。

事業者については、加藤副委員長と同じで、余り負担を感じないような、非常にアバウトな、ファジーな表現にしたつもりです。

市民については、各家庭で花植えませんかというようなのを入れてみました。

以上です。

（委員長）ありがとうございます。

これに関してどうでしょうか。ほかの委員の方、執行部の方、ご意見あればと思うのですが。

金子委員、何かありますか。

（金子）この前の8月の5日のときに行った中でのたたき台について、やはり項目としての条例の名前、プレゼントというのがどうだったかということでございましたけれども、私がちょっと気になったのがやはり事業者の役割、ここでちょっと加藤委員のほうの修正のほうを見ても、やっぱり主体的という言葉が、これは事業者が主体なのか、それとも市が主体なのか。これ事業者から出たのだったらばいいかなと思ったのだけれども、どうなのかなと。もう少しやわらかくしてもいいかなとは思ったのですけれども、主体的なのは市のほうなのかなと思って、ちょっとそこところが気になったのですけれども。

あとは、ほかの目的、定義とかは形式にのっとってやるのでしたらば加藤委員の形のものの方がよりわかりやすくなったのかなと思うのですけれども、定義のところでも市民は何かと、次にアのほうで、（3）で市民と役割みたいな、イのほうでは事業者、（4）で事業者はどういうことやるのだと。最終的に市としては、市の役割が重要かなと思うのですけれども、という流れの中で。

あとは、それこそこれをたたき台にして、総論的なものになるのかなと思うのですけれども、そんなちょっと感じたところでございます。

次に、もう一個は、大塚委員のほうの出していただいてありがとうございます。これについても、鉢花等ということで、やっぱり鉢花等になってしまうのかなと。それか花卉全般ということで、ピンポイント的に考えるのか、大きな意味で捉えるのか、鴻巣の産業として考えるのかということで、ちょっと私も今迷っているところでございますけれども、そんなところでございます。

(加藤) 今金子委員のほうから、私のほうで出させていただいた中で、事業者の役割の中で主体的にという単語を、言葉を入れさせていたいただいているのは、この案自体が非常に何をと、例えば鉢花を提供するとかということをもし書いていないとしたら、既にその部分は、現実でも主体的にやられている部分は結構あるのかと思うので、もし具体を入れないのだとしたら特に負荷がかかるのだとは思われなと思います。一方で、大塚委員のほうで出していただいた、非常に工夫していただいて、等かなどという言葉で、一応示してつつ、でも幅広くも捉えられるような工夫をされております。その中で、もし鉢花など云々ということであれば、ちょっと主体的にという言葉、ミックスさせるのであれば主体的という言葉は抜いてもいいかなというふうに個人的には思っております。主体の部分での考えを示させていただきました。

以上です。

(委員長) 羽鳥委員はどうですか。

(羽鳥) 私のほうは、この間の花卉生産農家のほうとの話し合いのときに自分の意見述べたのですが、最初は花屋さんが、花卉生産農家がもうかるようにこの振興条例をつくろうと私は思っておったのですが、生産農家のほう、正直、この間組合長経験者、また現職の組合長来ていたのですが、余計な仕事をふやすなよと、それが大前提だったのを私も強く感じておるのです。非常にやはり競争社会で、一生懸命どの花をつくるかということで、一年一年真剣勝負やっているのは私も存じていますし、その上で組織を守るために組合長としてやられてきた経験者の方たちがやはり手いっぱいな部分があるのだということを強く主張されていたことを鑑みまして、それから私も条例をつくるのだったら市民に啓発する部分が大きいほうがいいのかなというふうにちょっとシフトしてきたのです。

そこで、ちょっとお二方とも非常に事業者に配慮されたなと思って文書読んでいるのですが、やはり加藤副委員長のほうの文面ですと主体的に、大塚委員のほうですと「正しく理解し」の「正しく」という言葉をあえて入れていると思うのですが、この言葉が非常に刺激的な言葉になって

しまうのかなというふうに私感じます。ですから、余りちょっと事業者の部分でナーバスになってしまうことも問題なのですが、ここはもう一回熟考すべきだというふうに私も思っていますし、アプローチとしてはやはり市民への啓発を重んじた形の条例という形が私はいいのかなというふうに総体的に感じました。

ひとまず以上です。

（菅野）わからないね。こういうのを決めて農家の方には利益になるように、花が売れて、市民の方には花を植えようという気持ちになって、鉢花をとということになると、それはしみ渡るのかな。こう決めればしみ渡るのかな。農家の方の本当に、羽鳥さんの言い分ではないけれども、忙しい中精いっぱいというのは、本当実感したのです。こういうの決めて、例えば市民が、例えば大塚さんでいうと、植え込み活動等に積極的に参加するって、いや、こんなことできっこないし、自分のうちの花もよう植えないのに、植え込み活動に積極的に参加、これはほんの一部の人が今ボランティアでやっているだけで、もう読んだだけでアウトと感じる人がいるのではないかなという気がして、これは難しいことです、相手が花だけに。制定することがいいのかどうか……

（委員長）最初に役割等をやってしまったの……かもしれませんけれども、特に事業者の人に何かやっているという、基本的には市民の方にもっと花を買ってもらいたい、花をもっと使ってもらいたいということなので、本当は事業者の役割って端的にはもうなくてもいいところなのですけれども、そういう意味では。なくしてしまって、本当市民の方が何かあったらプレゼントでもそういう花を使いましょうという、そういう気持ちなのですけれども。だから、別に花卉の方たちの手を煩わせるようなこともしたくはないし、あとまた市がお金を出してやるということも、そういったことも別に考えては基本的にはいない。そういう意味で、簡単にプレゼントだよということ、こういうの出して、鴻巣市外にもそういう、鴻巣は花のまちなのだよというのをアピールしたいというのが大前提なので、特に事業者の役割と最初に書いてしまったので、ちょっと重くなってしまったのですけれども、逆にこういうところを全くも

うとってしまっても特に、いいのかなという考えもあるのですけれども。本当に単純にそういうアピールするためには何かそのほうがいいかなとは思っているのですけれども。特に事業者には何かしてもらおうという意味はない。あったらもう向こうもやってくれないと思うので。振興条例という本当に何か、どんどんかたくなってしまおうのかなと。

執行部の方どうですか。ある程度進めたい、できれば本当に今年度からにやるような形をとりたいので、何かご意見がありましたら。どうでしょうか、部長とか。

（環境経済部長）我々とする、やっぱり市民の方に公共性、公益性という面からして、なぜ花をここで振興するかというのの説明ができるというところが必要かなとも思うのです。続いて、市の農業、産業として振興していくという。広いというところで。見方とすると、花のところだけの事業の一部に活性化というか、そこに向けたところに特化してしまおうような嫌いもあるような……

（委員長）いや、特化するのです。

（環境経済部長）するのですよね。

（委員長）特化するのです。

（環境経済部長）それだけでいいのかなというか、反面、見方とするとそこに利益が誘導されるような見方をされてしまうと心外な面があるのかなというところがちょっと心配になると。

（委員長）利益誘導では、花をもっと買ってもらいたいので、利益誘導して僕はいいと思っているのですけれども、そうでなかったら意味ないので、花をもっともっと皆さんに使ってもらう、たくさん買ってもらう、そういった意味もあるので、利益誘導で僕はいいと思うのですけれども。ほかにないです。何やってもそうだと思うのですけれども。

（環境経済部長）そこは、公共の利益につながるかという点からするとどうか。事業者さんは利益ですけれども、市民の利益にはどうつなげていくかと。イメージがアップするとか。

（委員長）そうですね。鴻巣は花ということでさらにアピールすることです。

(環境経済部長) ちょっとその辺が。

(委員長) そういえば、さっき草加のお煎餅のところもそうだし、秩父の乾杯条例も、みんなそうですよね。それと基本的には同じようなイメージで考えているので、ああいうところも当然煎餅の利益誘導ですよね。煎餅というか、そういう草加は煎餅のまちだと、秩父はお酒、日本酒ですか、あと新潟も、京都もそうでしたっけ。そういうのと同じようなイメージで、花の産業を少しでも活性化、少しでも市民が花を使ってくれればなということでもちょっと考えたいのですけれども。だからもういろいろな文章、難しい文章を考えないでと思うのですけれども、どうでしょうか。やっぱり事業者の役割って必要。これ酒、秩父の乾杯条例に出ていたのです、事業者の役割というの。それをたたき台にしたので、向こうはそういう形で書いてあるのです。実際、でも主体的なの何もやっていないです。ただそういう提供しているというだけなので。ただ、つくったことに対して皆さん、全国がそう、頭にありますから、京都でもそういうのやったとか、新潟で、ありますので、そういった意味で、まだ花のこういうのはほかの市、全国やっていないので、早くやってしまったほうがいいかなと思うのです、個人的には。

ご意見何かありますか。大塚さん、何かありますか。ないですか。

(大塚) 例えば市は費用負担、いわゆるお金を出すことによって花いっぱいにあふれたまちができる。イメージもそうできる。それは利益だと思ふのです、市の。事業者は、これには書いていないのですが、他の事業者と連携を深めると、この意味は、いわゆる一人勝ちはないよ、必ず複数で対応してねという意味なのです、私が考えたのは。いわゆる組合対応でも何でもいいのですが、量が多かろうが少なかろうが、ボリュームがどうだろうが、とにかく複数でみんな協力し合いながら花の提供に努めていただきたいというのがここに実はあるのです。花の生産者、いわゆる事業者は、損をしない程度に譲って、いわゆる売ってくればそこで幾らかの利益にはなる。あるいは、実はそこに植わっている花、うちでつくったのだよという意味でも、恐らくお金で買えないような効果があるのだと思うのです。最終的には、市民の立場になったときに、

お金を市が負担してくれることがあるのであれば、ただでお花をいただいて、庭先に植えて、枯らすことなく水を上げるなりなんんりの手間を惜しまずに花によるまちづくりをしましょうというのが大前提であって、それをちょっと拡大解釈すると、自分のうちの庭だけではなくて、そういうお誘いがあったらみんなでお手伝いに手出しましょうよというのがここでいう植え込み活動云々という話なのです。だから、それぞれがメリットがあるように文字をちょっと上手に選んで、市もこれやるともうかりますよ、事業者ももうかりますよ、市民も得しますよというふうなことが明確になればいいのだと思うのです。プレゼントという言葉にしてしまえば全く簡単な話なので、それは別に私は否定はしません。ただ、日本人の一般的なイメージ、判断からいうと、花のプレゼントイコール切り花というのがどうしても自分では抜けないのです。それが払拭できれば全然プレゼント条例でもいいですけれども、例えばもっと端的に鴻巣市花条例でもいいのです、名前は。プレゼントが何たらかんたらとか、植え込みが何たらかんたらというのは目的に入れば済むだけのことで、とちょっと思いました。非常に結論出すのは難しいのですけれども、3者が3者とも、いわゆる有効であって、メリットがあって、最終的には金銭的であってなくてももうかったという意識になればいいかなと思います。強いて言うると、もうあと法規上の問題もあるし、取っかかりとして、条例ですから、本来は100%近く仕上げなくてはいけないのですが、時限的なこともあるので、これをみんなでがん首そろえてやるべきなのか、申しわけないけれども、正副委員長で頭をひねっていただいて、今までの話し合いを含めてちょっと改めてひな形をつくっていただいて、間に合う範囲で議論する。その中で、どうという前に、できたら原課の職員の方もいるし、法規関係のところもいるし、それからあとは初打席ですけれども、観光の担当者もいるので、そういったところにもちょっと情報のやりとりをしながら、一回1枚にさせていただくというのはどうかなと思います。

（委員長）では、ちょっとそういう方向で。ここでなかなか話決まらないので。

(加藤) 先ほど部長さんのほうのお話の中で、いろいろこの花プレゼント条例自体が公共性とか云々というような話があって、鴻巣は花と人形という中での今回花ですので、それについてちょっと、もしかしたら考えがどうかという方もいらっしゃると思うので、私の個人的な見解ですけれども、それをちょっと述べさせていただきたいと思います。

ご承知のとおり、平成26年ですか、6月に花卉振興法ができましたということと、それにあわせて県のほうは振興計画を立てているわけです。それで、オリンピックが控えていますよという中で、ここで花のまち、人形のまちでもありますけれども、そこの花のまちとして、では何もないのかというところもあろうかと思うので、今回花に特化して話を出すことは、私は国の法律、県の計画ということの中で市の条例化というのは整合がとれているものだと思っております。なので、人形をどうしてやらないのかということは、人形は人形でまたそういう地場産業としての応援する機会を委員会として模索すればいいことだというふうには個人的には思っております。

もう一つは、先般県の状況の中で、全体的には農林の部分の予算がここ10年でざあっと落ちてきて、職員数もずらっと少なくなってきたということで、花のまちであろうかと思うのですけれども、予算組みってこれからかなり、県に呼応すると非常に苦戦をされる可能性があるかと思えます。苦戦されるのですけれども、法律があることによって、そして条例があることによってそこが何とか、鴻巣は条例も立てて、それで法令とあわせて頑張ろうと言っているのだというようなアナウンス自体が、私はそれ自体もう効果があると思うし、もしこれが既存の予算で維持だとしても、それは法令化があったり、条例があるからこそ予算が厳しい中でも維持というのになるかもしれません。もちろんふえればいいのですけれども、そう簡単ではないと思いますので、そういう側面で今回花ということに関しての条例化を、ちょっと継続審議してまいりましたので、もう12月議会をターゲットにして出していくことがベターだと思っております。

以上です。

(金子) 条例つくるとはいいのですけれども、ちょっと現実問題として、市の利益というか、市のほうの方向性としてこれから現実的に考えたときに、例えば鉢花について、市のほうも何かあるたびに切り花ではなくて鉢花をプレゼントとかというふうな体制というのはどうなのですか。現実問題として条例ができれば、それはそれで積極的に市のほうが何でやらないのだよとやっぴりなると思うのです。例えば私がちょっと感じているのが、………だから、それが今度は知らない人を見ると、おまえら形だけでないかと言われてもまた嫌だから、これ条例つくとになるとやっぴり市のほうのさっきの姿勢というものも結構、これ表面に出るではないですか、表彰とか、いろんなたびに。どうなのかなというのがちょっと心配な面があったので、その点も含めてちょっとお話ししたのですけれども。

(環境経済部長) 確かに条例をつくっていただければ、そういった足がかりになって、花が積極的に活用できるという点でメリットはあると思います。花に関しては。鴻巣の地場産業の育成という観点からもいいことだし、いいと思うのですけれども、ほかのところがまた配慮していかなくてはならないというのが、きれいごとのようになりすけれども、全体的に我々も配慮していきたいものですから、そこら辺がちょっと気になるかなというところで。

岐阜県には、岐阜県花きの振興に関する条例というのが26年の10月に県議会で作られているようで、基本理念と県の責務と県民の役割というような、やっぴりそういった目標を、啓発的な条例のような形でなされているような形です。埼玉県の場合は、花植木農業振興方針というふうな形で。ただ、あの中では花卉を主眼に置いた方針となっているようなので、確かにいいきっかけになるかと思えます。

(委員長) それでは、お諮りいたします。

花プレゼント条例制定の調査等に関する事項について、閉会中の継続審査としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、花プレゼント条例制定の調査等に関する事項について、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告につきましては委員長に一任願います。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午後 4 時 1 7 分)